

平成二十二年十一月三十日 午前十時開議

△開 議

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

△日程第一 議案第一〇九号始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件

○議長（兼田勝久君） 日程第一、議案第一〇九号始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。五名の議員より通告書が提出されました。順次発言を許します。

まず、一三番、里山和子議員の質疑を許します。

○一三番（里山和子君） 議案第一〇九号始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件について質疑をいたします。

一番目ですけれども、第一条で六十時間を超える超過勤務にかかわる時間外勤務手当の支給割合の引き上げで、対象者は何人ぐらいで、影響額は幾らぐらいになるでしょうか。

人事院勧告に伴う、本年十二月に支給する期末・勤勉手当の引き下げの影響額は幾らになるでしょうか。また、この間引き下げが始まって以来の、二十年ぐらいになると思いますが、引き下げ率の合計と引き下げ額の合計は幾らぐらいになるのでしょうか。

五十五歳を超える六級以上の職員の給料一定率の減額並びに給料

表の引き下げ改定の影響を受ける職員数と、影響額は幾らになるかお答えください。

二番目に、第二条の来年度以降の期末・勤勉手当の改正の影響額はどのようになるのでしょうか、お答えください。

三番目に、第三条の市長及び副市長の期末手当の引き下げの影響額はどのくらいになるのでしょうか。

四番目に、第四条の来年度以降の期末手当の改正の影響額はどのくらいになるのでしょうか。

五番目に、第五条と第六条は同様に教育長の期末手当の引き下げを規定しておりますが、その影響額はどのようになるのでしょうか。

六番目に、第七条で地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、配偶者が育児休業中の場合においても育児休業等ができることなどの改正を規定しておりますが、対象者は何人ぐらいあり、その影響をどうとらえ、対策はどのようにする考えかお答えください。

七番目に、第八条は月六十時間を超える超過勤務にかかわる時間外勤務代休時間の新設等について規定しておりますが、この影響と対策はどのようになるかお答えください。

八番目に、人事院勧告に伴う給与改定について、年々地方公務員の給与や期末・勤勉手当が引き下げられておりますけれども、民間の百人以上の会社員の給料をもとにしていたものが、民間五十人以上の会社に引き下げられたというようなことなどがありますけれども、引き下げられた公務員の給与が、民間の会社員の給料をさらに引き下げていく、この負のスパイラルに陥り、景気はますます悪くしていくことについて、市長はどのような見解を持っておられるの

か伺います。

一問目は以上です。

○市長（笹山義弘君） 里山議員の議案第一〇九号始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件についての御質疑にお答えいたします。

議員御質疑のうち、政策的なものについては私から、具体的なものについては副市長がお答えいたします。

初めに、八点目の人事院勧告に伴う給与改定による負のスパイラル等についての見解ですが、まず、この人事院勧告は公務員の労働基本権が制約されていることへの代償措置であり、いわゆる情勢適応の原則に基づき、毎年、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に行われてきております。

今回のようなマイナスの勧告が続くことには、地域経済に少なからず影響はあるとも考えますが、民間準拠を基本とする人事院勧告が市民の理解を得られる最も合理的な方法と考えておりますので、人事院の勧告を尊重するという現在の方針に変わりはありません。

○副市長（西慎一郎君） 次に、一点目の御質疑にお答えいたします。

月六十時間を超えて勤務を命令した職員は、過去三カ月の実績で月平均二人となっております。今後、年度末に向けて時間外勤務者の増加が見込まれますが、これまでの実績から勘案いたしますと、月六十時間を超えて勤務する職員がいる場合、超える部分の時間外単価として一時間当たり一人平均三百円から四百円程度の増額が予想されます。

また、人事院勧告による〇・二月分の支給率引き下げによる影響

額は、職員全体で四千六百万円程度の減額を見込んでおります。

これまでの引き下げ率の合計につきましては、平成三年の支給率が五・四五月であり、その後次第に下がってきておりますが、今回の支給率三・九五月と比べますと一・五月の支給率減となります。引き下げ額の合計は、職員それぞれの状況、その年々の経過措置等の状況があり一概に答えられませんが、単純に言えば給料の一・五月分以上減額していることとなります。

五十五歳を超える六級以上の職員の給料一定率減額並びに給料表の引き下げ改定の影響を受ける職員数と影響額につきましては、四十八人で百四十五万円程度と試算しております。

二点目の、第二条の来年度以降の期末・勤勉手当の影響額につきましては、人事院勧告による〇・二月分の支給率引き下げを、来年度は六月期と十二月期で振り分けており、総体の年間支給率三・九五月分についてはかわらないことから、昇給・昇格分のみが影響するものと考えます。

三点目の、第三条の市長及び副市長の期末手当の引き下げの影響額につきましては、市長が十四万九千七百三十円の減額、副市長が十一万八千三百三十五円の減額となります。

また、四点目の来年度以降の期末手当の改正の影響額も同額となります。

五点目の、第五条と第六条の教育長の期末手当の引き下げの影響額につきましては、十一万一千六百七円であり、市長・副市長と同様に来年度も同じ減額となります。

六点目の、育児休業の改正に関する御質疑につきましては、現在本市職員のうち、育児休業取得者は九人、三歳未満の扶養者がいる

職員数は六十八人という状況であります。

制度の改正目的として、職員の配偶者の就業状況や育児休業の取得の状況にかかわらず、育児休業等がとれるようにするという趣旨でありますので、三歳未満の扶養者がいる職員の中で育児休業計画書を提出する職員は全て取得が可能となります。

この法律は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、労働者が就業しつつ子の養育または家族の介護を行うための環境を整備し、その雇用の継続を図ることが一層重要となっていることにかんがみ、育児休業に関する制度の見直し等を行うものでありますので、可能な限り職場環境について配慮し、支援していくべきものと考えます。

七点目の時間外勤務代休時間の新設等に対する御質疑ですが、制度の趣旨としましては、長時間労働を抑制し、仕事と生活の調和を図るために特に長い時間外勤務を行った職員に対し休息の機会を与えるためのものであります。

職員の健康と福祉の確保に配慮するものでありますので、まずそのような長時間労働が恒常的に発生しないような職場環境づくりに努めるとともに、仮に長時間の時間外勤務命令を行う必要がある場合は、職員本人があらかじめその指定を希望しない場合を除き、代休時間がとれるよう配慮していかなければならないと考えます。

以上、お答えいたします。

○一三番（里山和子君） 四十歳代の職員で、配偶者と子どもが二人ぐらいの方で、四月分からの減額分、期末手当で引かれる分の減額は幾らになるかお知らせください。

それと、市長にお伺いしたいんですけども、この答弁にもあり

ますように、平成三年の支給率が五・四五カ月で、今回が三・九五カ月ですので、単純にいえば給料の一・五カ月分が減額ということ、四十万もらっていた人は六十万減額、五十万の方は七十五万というふうには、相当、平成三年のころからすると給与が減って、激減というか減っているわけですよ。で、まあもちろん公務員が下がると、それをまた基準にして民間給与も下がっていくわけですから、負のスパイラルが順繰り回転していくわけですけども、どうして、まあ公務員の給与が下がるから民間が下がるといっても一つの原因ですけども、この間、民間の給与が下がってきた原因を、大きくはどのように市長はとらえておられるのかお答えいただきたいと思えます。

○市長（笹山義弘君） 本来、旧町時代から三町とも人事院勧告に従って給与改定を行った経緯がございますので、そのルールを採用したということでございますが、民間の給与が近年下がってきておるこの現況は承知しているところであります。その大きな要因といたしましては、私なりに考えますところ、特にアメリカのリーマンショック以降、非常に金融が厳しくなってきました。そういうことを受けまして、輸出産業等、非常に成績が悪化しております。輸出入立国日本といたしましては、そういう背景が非常に影響されております。そして、派遣法等の問題もござりますが、それらの種々の環境の影響で民間の経済状況が大変厳しくなつた中で、給与関係がさらに厳しくなってきたというふうには認識しているところであります。

しかし、一方では公務員の給与が民間に影響しないということではなくて、あるということも考えますが、しかしこのことは、先ほど

も冒頭で申し上げましたように、これまでそういう人事院勧告に従って改定をしてきたということを受けまして、このように措置したところでございます。

○総務部長（前畠利春君） 計数的な件については、総務課長のほうでお答えさせていただきます。

○総務部総務課長（恒見良一君） 総務課長の恒見です。お答えいたします。

先ほど里山議員のほうからあった例とは若干違うかもしれないんですけども、私どもの持っている資料の中で、四十歳で配偶者と子ども二人の場合と限らせていただければ、七万六千円ほどの影響額があるというふうなふうに御理解いただければと思います。

○一三番（里山和子君） 市長はリーマンショックの影響が大きいのではないかと言われたわけですけども、果たしてそうだろうかとは考えるわけです。

この間、大企業の内部留保が二百四十四兆円に達しているということで、この九十七年から〇九年までとありますから、十二年ぐらいのうちに、内部留保は百兆円ぐらいふえているわけです。トヨタ自動車で十三兆円、パナソニックで四兆円とか、数兆円の利益をこの数年でもため込んできているというようなことがあるわけでございます。一方で民間の平均の年間の給与が、九十七年の四百六十七万から〇九年の四百六万円、六十一万円も下がっているわけです。先ほど聞きましたが、一・五ということですので、四十万の給与の方は六十万ということ、大体あってくると思うんですけども、五万円の減になっているわけですよ。そうしますと、民間の給与総額で見ますと、ピーク時の二百二十三兆円から〇九年の百九

十二兆に、三十一兆円も減っているわけです。その反対側では、内部留保が百兆円もふえて二百四十四兆円になったということで、九十七年から〇九年の間に正社員が四百万人以上減って、かわりに非正規雇用が五百万人以上ふえたということで、この給与を減らしてきた、そういうことも内部留保の大きな原因になっているというふうにいわれているわけですけども、この間、内部留保が二百兆円以上あるというのはどこでも御存じで、菅総理も大企業幹部を前にこのように語っていらっしゃることはいらっしゃるんですが、「企業の皆さんは財務体質を改善して、二百兆を超える預貯金を保有されているというデータが出ております」と。「この資金を将来の競争力の強化のために国内でいろいろな形で使っていただけないかが必要な論点になっていきます」ということを言っていらっしゃるわけです。十月十八日の第二回の国内投資促進円卓会議というところで、このようにいろいろ使ってくださいというふうなことは言い出しているわけですよ。で、マスコミでも投資家向けの週刊情報誌の日経ヴェリタスというところで、十月十七日号では、「企業の懐に眠る巨額の資金、投資に回らず雇用機会の創出にも結び付かない、眠っている二百三兆円が動き出したら、そのインパクトは計り知れない」とか、それから、エコノミストの十月二十六日号では「日本経済の最大の問題は賃金が上がらないことである、しかし、ここで政府が賃上げターゲット政策を打ち出せば、確実に賃金は上がるようになる、デフレも格差拡大も消費低迷も円高も財政赤字拡大も全ての問題の原因は賃金が上がらないことにある、健全な日本経済を再び取り戻すために、中・長期的な経済目標として緩やかな賃上げを中心に据える必要がある」というようなことなど、マスコミも言

いだしているわけですよ。

で、このように賃金を上げることが、購買力を上げて景気を回復していく一番の重要なことになっているのではないか、このようにずっと下げていくスパイラルでは、ますます日本の経済は落ち込んでいくばかりではないかというふうには、私きよう思っています、市長が今回このように提案されてきていますけれども、議会の皆さんがこれに反対してこれを止めていただければ、非常に有効な経済対策になっていくのではないかと思ったりするんですが。

このようなことにあると思いますけれども、市長は今後、今回はこのような形で提案されておりますが、お考えを変えていかれるお気持ちはないでしょうか。

**○市長（笹山義弘君）** お答えいたします。議員、全国レベルでのお話を承ったところでございますが、鹿児島県は非常に低所得者層の多い県でございます。そういうことを考えましたときに、やはりその公平性、いろいろ考えましたときに、従来の人事院勧告に従ってそのような措置をしてきたということについては、今後ともその原理原則でさせていただきたいというふうに思います。

**○議長（兼田勝久君）** これで里山和子議員の質疑を終わります。次に、二九番、森川和美議員の質疑を許します。

**○二九番（森川和美君）** 議案第一〇九号について質疑を申し上げますが、まず質疑の前に人事院の組織を若干申し上げたいと思うんですが、国の機関の中に人事院という組織がございます、その人事院のメンバーは人事官が三名いらつしやるということです。その三名の中に、お一人が総裁でございます、その下に職員の福祉局、人材局、給与局、公平審査局、公務員研修所というところがご

ざいまして、そしてまた全国に、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄、この事業所というんですか、あるわけでございます、人事院勧告の沿革につきましては、御承知のとおり一九四七年十月十六日、国家公務員法として可決成立し、十月二十一日から交付し、翌一九四八年七月一日から全国施行をされて、一九五〇年に、今度は一般職の職員給与に関する法律という、改正というんですか、中身を改めて交付されている経緯があるわけですね。そういった観点で、さらには、よく言われております各地域地域の民間給与の調査をしながら、この人事院勧告を決定していくという制度でありますけれども、それを申し上げて、通告しております人事院勧告制度についての見解を、先ほども少し出されましたけれども、もう少し中身をわかりやすく詳しく説明を願いたいと思います。二番目に、今回の給与・期末手当減額による、始良市への経済状況に影響があるのかどうか。あるとするならば、どのような影響があるかをお示しを願いたいと思います。

**○市長（笹山義弘君）** 森川和美議員の議案第一〇九号始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件についての、一点目の御質疑にお答えいたします。

国家公務員法や地方公務員法における労働基本権の代償措置である人事院勧告は、公務員の給与や勤務時間、その他の勤務条件等について、民間企業等との均衡を図るための制度であると理解しております。

これまで、職員の給与や勤務条件等については、毎年人事院勧告を受けて職員の給与に関する条例等を改正してきており、本年も人事院勧告に準じて改正しようとするものであります。

次に、二点目の御質疑にお答えいたします。

ここ数年は、公務員の給与についてはマイナスの勧告を受けており、本年も若年層においては月例給が据え置かれたものの、全体的には月例給、期末・勤勉手当ともに引き下げられ、公務員にとっては大変厳しい勧告と認識しております。

本市においては、県職員を初め本市在住の公務員が多いことから、月例給や期末・勤勉手当の減額は、年末商戦を初めとする地域経済に少なからず影響があると考えます。

以上、お答えいたします。

○二九番（森川和美君） それでは、再質問に入りますが、時間の制約がございますから少し、四、五分ずつまとめてお尋ねしますが、けれども、それと、一般質問形式に少しなる傾向がありますが、そこは御理解いただいております。願いたいなと思うんですが、まず、最初私が申し上げたように、人事院勧告制度が一九四七年に始まった、これを今もずっと尊重しておるといいますか、国が決めたなら各市町村は右にならえで、ほとんど何も言わずに従っておるわけですが、そのことについてどのようにお考えであるのかどうか。

さらに、日本全体の各県市町村、様々な状況がございますよね。人口も多いたるところと少ないところ、あるいは財政規模の大きいところ、少ないところ、あるいは職員の数が少ないところ、多いところ、大企業があるところ、ないところ。そういうところにもかかわらず、一律全国でこの制度をやっていくということに対してのお考えを聞かせてください。

それから、職員の給与水準と民間事業所の従業員の給与水準を均衡させることを基本に、生計費や国、ほかの地方公共団体の動向等

を考慮した上ということが人事院勧告制度の中にあるわけですが、さらには人事院は、委員会は毎年県内の、あるいは町内の、市内の民間事業所の従業員の給与と職員の給与を調査するべきだというふうになっておるわけですが、この辺はある程度調査をされているのかどうか。やはりこのような大きなことを決める上においては、各市町村もそれなりの調査をするべきであるというふうに考えるわけですが、その調査をどの程度されたかどうか。

それと、職員給与実態調査とはどのような調査ですか。これもお答えください。

さらには、国は国で人事委員会というのを設置されて、先ほども申し上げたように三人の人事官でいろいろな角度から審議をして、そして国会の議決を得て、天皇陛下が後は決めるというんですか、そういう組織なんですけれども、各県市町村もこの給与に関する人事委員会の組織を立ち上げるというふうになっていると私は理解しておるんですが、その辺の、本市においてはそういった委員会が設立されているのかどうかお聞かせください。

二問目は以上です。

○副市長（西慎一郎君） ただいまの御質問のうち、最後の県市町村の人事委員会のあり方ということについて、私のほうから答弁をさせていただきます。

県のほうには、御承知のとおり人事委員会というのが設置されておりまして、この給与等に関しましても県内の事業所について調査をいたしております。市町村においては人事委員会というのを、始良市は人事委員会というのは、県のほうの人事委員会に対してそういった業務を委託を行うというような形で対応いたしております。

○総務部長（前畠利春君）　まず、一番目に職員の給与改定については、人事院勧告に基づいて全国一律ということであり、これについては、人事院のほうでそれぞれの地域も含めた形で民間事業者の従業員等の給与について調査を行って、それをもとにして公務員との給与の差額を算出する形でこれまで実施されているようであり、それに基づいて、これまで実施してきておりますが、各市町村におきましてはラスパイレース指数等を勘案しながら、それぞれを上回らない形で給与改定を行っているのが現状ではないかというふうに思っております。そういった各市町村での調査、民間事業者の従業員等の給与についての調査ということであり、具体的な調査は市としては行っておりません。

それから、職員の給与については、先ほども申しましたように国の給料を基本とする形での一つの算出方法としては給与実態調査等がございまして、その中でどの国との比較を行って、ラスパイレースであらわすという形でございます。

○二九番（森川和美君）　これだけのことを決めるのに、ほとんど調査を行っていないということですが、それでは最後の質問ですが、この人事院勧告制度に従わないと、どのようなペナルティーがあるのかどうかということ、なぜそういった調査及び人事院のそういった制度、今回の勧告の中身を審議する組織をつくっておらないのかどうか。この二点。

それと、もう一点は、これは私の持論になるんですけども、全くこのやり方というのは逆なんですよ。なぜかといいますと、この答弁にもありますように、特にこの本市の場合は、県あるいは国家公務員、県の公務員、先生方あるいは自衛隊、本市の職員、ほかの

ところよりもそういった公務員が多いわけです。ところが一方、財政においては、税収が目減りする傾向がある。まあ、ほかのところは話する必要はないわけですけども、本市にとってはそういった状況があるわけですね。そうであるならば、この勧告制度ちゅうのは、もうほとんど毎年というんですか、政府民主党も人員削減、定数計画、そして給与の削減というのは改めて大概決まっちゃったわけですね。そうであるならば、それに備えて様々な事業所を調査するなり、あらゆる角度から調査をしながら、そして全員が納得のいける説明、答弁が私は求められていると思うわけですけども、そこらが十分だったかどうか、それをひとつお答え願いたいと思うんです。不十分でなければ、なかったというふうにお答えしても結構ですけれども。

以上です。

○総務部長（前畠利春君）　人事院勧告について、そのまま給与改定等を行わない場合はどうかということの御質問ですが、これについて私どもとしては、これまで給与改定、いわゆる昭和五十年代から給与等の改定が行われる場合については、人事院勧告に基づきずつと改定してきております。ここ数年はマイナス勧告ということで、先ほど期末手当については平成三年に比べて一・五カ月分が減額されているような、そういう状況の中です。今回の給与のマイナス勧告について、従わないということでのペナルティーというものについては、具体的に申し上げることはできませんが、この件については、給与条例を改定する案を議会のほうにお示しして、御審議いただいて、御決定いただきたいという形での方法で公務員、本市の職員の給与改定は行うという形が今後も続いていくのではな

いかというふうに思っております。

それから、人事院が行っている調査については、県のほうの人事委員会もありますし、そういうものを含めまして、県のほうでの報告を受けましての給与改定という形でございますので、独自の調査については今後の研究課題かというふうに思っています。

その一つは、この人事院勧告制度については、労働基本権の制約にかわる代償措置という形でございますので、国のほうではこの代償措置については、労働基本権としての公務員への付与とかいう考えが示されているところであります。これがそういう形になったときには、当然、そういう形での調査も今後行っていかなければならないというふうには考えております。

それから、本市におきましては、約二千六百名程度の公務員がいることが想定されております。これにかかわります今回の給与引き下げ額を掛けますと、二億から二億五千万円の範囲で影響があるのではないかとというように思慮をいたしております。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） これで森川和美議員の質疑を終わります。

次に、二三番、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○二三番（湯川逸郎君） 議案一〇九号始良市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を質疑いたします。

質疑の内容といたしましては、別表第一の職務の級において、行政職給料表の一級から八級までの各級に該当する人数と、平均的に給料月額がどれだけ減額になるのか。

続きまして、二番目は、別表三の職務の級において、医療職給料表（二）の一級から四級までの各級に該当する人数と、平均的に給

料月額がどれだけ減額になるのか。

三番、別表第四の職務級において、医療職給料表（三）の一級から四級までの各級に該当する人数と、平均的に給料月額がどれだけ減額になるのか。

四、今回の条例の一部改正により、該当する職員の数と、減額になる総体金額及び平均金額をお示しく下さい。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員の議案第一〇九号始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件についての御質疑については、副市長がお答えいたします。

○副市長（西慎一郎君） 一点目の御質疑にお答えいたします。

まず、行政職給料表の一級在級者は七十二人ですが、改定の影響はありません。二級在級者は三十三人で、一級と同じく改定の影響はありません。三級在級者は百三十七人おり、うち改定による影響者は三人、平均四円の減額となります。また、四級在級者は百二十三人、うち改定による影響者は八十三人となり、平均百六十六円の減額、五級在級者は百五十二人、うち改定による影響者は全員で平均三百九十九円の減額、六級在級者は五十七人、うち改定による影響者は同じく全員で平均五百円の減額、七級在級者は十五人、うち改定による影響者は全員で平均七百円の減額となり、八級については、現在、在職者はおりません。

次に、二点目の別表三における影響に関する御質疑ですが、現在医療職給料表（二）を受ける在職者はおりません。

三点目の、別表第四、医療職給料表（三）についてであります。現在一人で、三級に在級しており、給料の減額は五百円になっております。

四点目の、改正による該当職員数と、減額になる総体金額及び平均金額についての御質疑であります。今回の改正により該当する職員は三百三十七人、期末・勤勉手当〇・二月分の減額により、総額四千六百万円程度、五十五歳を超える六級以上の給料一定率減額等で総額百四十五万円程度、給料引き下げによる減額が、職員一人当たり月平均二百九円程度と試算しております。

その他、調整額等の積算中でありまして、総体金額につきましては補正予算上程の段階で示したいと思います。

以上、お答えいたします。

〇二三番（湯川逸郎君） ただいま答弁がなされましたけれども、全体的に計算しましたところが、五百九十名が対象職員の人数になるようでございます。このほかに、この給料表外の職員というのが何名ぐらいいらっしゃるのか、ちよつとここに参考程度に、ないものですか質疑いたします。

そしてそれが、該当者が三百三十七人でしたので、二百五十三人が対象外ということに計算上はなるようでございますが、その辺りはどのように考えていらっしゃるのかをお示しく下さい。

〇総務部長（前畠利春君） 計数については、総務課長のほうがお答えいたします。

〇総務部総務課長（恒見良一君） お答えいたします。今、湯川議員のほうから御質問あったわけなんですけれども、それぞれ職員数のほうが一般会計側で五百八十九人、そして、そのうち人勧影響者は三百十人という形で、「声が出てないですよ」「聞こえないです」と呼ぶ者あり） 済いませぬ。職員数が一般会計と行政（一）のほうで五百八十九人、そして、人勧の影響対象者が三百十人とい

う形で、で、今副市長のほうで答弁読み上げたわけなんですけれども、それぞれの中で申し上げました合計が今の数字でございます。

それから、行（二）の場合が四十二名で、人勧影響者が二十六人、それから後ほど後ろのほうで出てきます医療の（三）、これで一人が対象、そして合計したときに三百三十七名が一応人勧対象者、それから、職員数が六百三十九名ということで把握しております。

以上です。

〇議長（兼田勝久君） これで湯川逸郎議員の質疑を終わります。次に、一九番、神村次郎議員の質疑を許します。

〇一九番（神村次郎君） 四番目の質問になりますが、それぞれ質問をされましたので、簡単に質問をしていきたいと思っておりますが、先ほど森川議員の質問の中にもありましたように、長年の歴史を経た人事院勧告制度になっていきます。現状的には、雇用の状況は悪い、働く場がない、そういう状況があります。それに増して、賃金の下落傾向は続いているという状況の中で、今回の引き下げの人事院勧告について市長の見解をお伺いします。

それから、基本的なことを一つお伺いしますが、旧条例の改正に当たっては、労使間で合意が求められています。そのことはどうだったのかお伺いいたします。

〇市長（笹山義弘君） 神村次郎議員の議案第一〇九号始良市職員給与に関する条例等の一部を改正する条例の件についての一点目の御質疑にお答えいたします。

先の森川議員の御質疑にもお答えしましたように、ここ数年、公務員の給与についてはマイナスの勧告を受けているところであり、本年も月例給、期末・勤勉手当ともに引き下げられ、公務員にとつ

ては厳しい勧告と認識しております。

今年の人事勧告についても、全国約一万一千百の民間事業所を対象に給与の実態について詳細に調査し、公務と民間との格差分が反映されたものであり、これまでも人事院勧告を尊重してきたことから、本議会に提案するものであります。

次に、二点目の御質疑についてお答えします。

今回の人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例等の改正については、職員団体に対し事前に提示し、合意が得られたものとして本議会に提案し、御審議をお願いしているものであります。

以上、お答えいたします。

○一九番（神村次郎君） 二回目の質問をいたしますが、始良市は合併をした町でして、約八カ月になります。この間、市役所の職員、市長を初め相当な苦勞をされたと思っております。それは、サービスが低下をしないように維持向上するための努力、そして、いつも市長言われておりますが、夢と希望の持てる始良市政づくりにそれぞれ田んぼのところまで一生懸命頑張ってきたと思っております。合併間もないころは、市役所に来ると本当にこれでいいのかと、そういう思いもしました。職員の人たちがバタバタして目の色がない、そういう状況でした。八カ月して内部的にはまだまだ沢山の課題があると思っておりますが、一応は安定してきたのではないかと、そういうふうを感じているところです。私たちも、この職員の人たちが希望を持って楽しく仕事ができることが、最大の私たちがサポートできる議員として必要なことではないかと思っております。

職員の中に、本人からは聞きませんが、夜眠れなくて薬を

飲むとか、そして、高血圧の、血圧が高いから薬を飲んでいる、そういう話を聞きます。これは本人から聞いた話ではないんですが、そういう状況、大変な苦勞があったと思っております。その二人は、私が知っている二人は非常に元気でした。やっぱり相当な過勞がある、心勞があるんだろうと思っております。

この合併間もない始良市で、人事院勧告を尊重する、いつも当局執行部は人事院勧告を尊重するという言い方をされています。上がったときも下がったときも同じです。私は、この合併間もない、相当苦勞をされた職員の人たちがいる中で、この人事院勧告を、マイナスの人事院勧告の尊重することだけでよかったのか、そのことが私は問われていると思います。

地域の景気回復、雇用環境の改善、賃金の下落に歯止めをかける、先ほどから何人か御質問をされていますが、地域経済が本当にこれでいいのか、そういう状況もあります。新ためて市長に今回のこの給与条例でよかったのか、見解をお聞きをしたいと思います。

それから、幾つかこまごました質問を申し上げますが、二〇〇〇年以降の人事院勧告の実施状況をどのように考えているのか。それから、五十歳代後半の引き下げが高くなっているんですが、これはなぜなのか。

それから、県でよく給与条例を上げるときになりますと説明会がございしますが、どういう指導があったのか。職員の給与は生活給として、我々とは違うんですね。そういった点で、どのようにとらえられていらっしゃるのか、お伺いします。

○市長（笹山義弘君） まず、一点目の、人事院勧告を今回もマイナス勧告にかかわらず尊重したということについての見解を問わ

れておられますが、議員御指摘のとおり、まさに本市は合併市でありまして、合併前、そして合併後、大変な職員は苦勞をしたというふうに思います。大きく混乱もなく、そして住民の皆様方に大きな御迷惑をかけることなくここまで職務を遂行してくれたということについては、大変感謝しておりますし、難儀をかけたということは率直に感じているところであります。

一方、そういう経済全体が大変厳しい中でありますので、民間も努力をいただいで給料が上がる、そういうことも望むところでございますけれども、私の立場といたしましては、一定のルールに基づいていろいろな決めごとをしないといけないということをしましたときに、合併として大変職員には苦勞をかけて誠に申し訳ないことではございますが、先ほど来、申し上げていますように、従来そういう手法を取ってまいりました関係から、苦澁の選択ではございませうが、人事院勧告を尊重しての御提案をするということについては、今後この方式を取っていきたいというふうに思います。

その他については答弁をさせます。

**○総務部長（前畠利春君）** 五十歳代の引き下げ、特に五十歳代後半の引き下げについては、国のほうが示している内容では、五十歳代後半層に民と官の給与差が拡大しているということから、それを民間のほうに準拠しようという形で内容で引き下げを行われたという形で、人事院勧告の中に、今回の改定の国の方針の中にそのようなことが記載されているようにございます。

ひとつには、やはり六十五歳という定年制の延長というような、そういうものも踏まえた中での調整が少しずつ出てきているのかなというのを率直に感じているところでございます。あとは、県のほ

うの説明会については、担当課長が出席していただきますので報告いたします。

**○総務部総務課長（恒見良一君）** お答えします。神村議員のほうから、五十歳後半というか、五十歳代ということでしたけれども、今部長が申し上げましたように五十歳後半の層の給与の引き下げにつきましては、先ほどから出ている人勧の中でいろいろ調査した結果に基づいて、民間企業よりもその年代の公務員が高いというような調査結果に基づいての引き下げというような形の説明を受けております。

以上です。

**○議長（兼田勝久君）** いいですか。答弁漏れですか。

**○一九番（神村次郎君）** はい。二〇〇〇年以降の人事院勧告の実施状況をどう見ているのか。県の説明会ではどういう指導を受けたのか。職員の給料は生活給ですが、どう考えているか。

**○議長（兼田勝久君）** 執行部、答弁続けてください。

**○総務部長（前畠利春君）** 答弁漏れがございましたのでいたします。二〇〇〇年以降、給与についてはマイナスの勧告を受けているところがございます。特に期末・勤勉手当につきましては、それぞれ毎年度減額をされてきておりまして、ピーク時に比べまして一・五カ月分の減額がなされているというのが一つあります。

そういうことと、もう一つ、これは民間企業のいわゆる不景気に伴った民間企業の従業員の給与が引き下げられている、そういうことも反映してのことでありまして、なかなかこれが、人事院勧告制度というのが民間の給与等に準拠した形でのというのが基本になっている関係で、どうしても民間の給与が引き下げた内容は、ずっと

ここ数年間、人事院勧告で準拠してきているというのが現状でございます。あと給与の、公務員の給与につきましては、今議員の申されたように、生活給であるというのは私どもも認識しているところでございます。

○総務部総務課長（恒見良一君） 濟いませぬ、答弁漏れがございました。県の指導があったかということにつきましては、できるだけ人勧へのつとって対応してくれるようにということはありますけれども、あえてそういった形で、絶対というわけではございません。ただ、各市町村の中でも今まで人勧には、先ほどから出ている情報適応の原則とかそういった形の中で対応するようになっていくことの指導を受けております。

以上です。

○一九番（神村次郎君） もう少し聞いてみたいんですが、生活給ということは、公務員はアルバイトはできないんですね。農業をされている人もいますが、地域の中ではそういった農業というのは地域を支えることになっていきますけども、これにもいい意味で見られない状況はあります。生活給ということをやっぱり真剣に執行部は考えるべきだと思っております。先ほど市長は里山議員の質問に答えていらっしやいましたが、本県は低所得者が多いと。賃金レベルが低いということですが、であればどのような、本市において働く人たちの賃金とか働く環境とか、そういった向上をどう図っていくのかお伺いをします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） やはり民間のベースアップ等についての基本となるのは、やはり大手の企業の給与がそのまた基本になろう

というふうに思っております。それを受けて、中小企業もそういう基準を設けておられるんだというふうに思慮いたしますけれども、そういう背景にある中で、本県においては大企業の企業数が少ないということもございます。特に本市においてはそのような企業がないということから、なかなか給与基準が、給与水準が上がらないということがあろうと思えます。そういうことで、民間についてはそのような認識をしているところでございます。

○議長（兼田勝久君） これで神村次郎議員の質疑を終わります。次に、五番、田口幸一議員の質疑を許します。

○五番（田口幸一君） 先に四人の議員の方々が大所高所から立派な質疑をされました。私はここに通告してあります七つの件につきまして細部、私は以前始良町役場に勤めていたときに、神村次郎議員と同じく始良町役場職員執行組合委員長というような立場で仕事をさせてもらった経歴もありますので、職員の方々の御苦労とかそのようなことは十分認識しております。そのような立場で質疑をいたします。

まず、一点目、月六十時間を超える超過勤務者があるのか。もしあるとすれば、どの部、課に属しているのか。例えば、四級の人が六十時間超過勤務したら、その超過勤務手当は幾らになるのか。一週、月曜日から金曜日まで五日間、四週ありますから二十日間、総数が六十時間とすれば、毎日三時間以上の超過勤務をするというように、計算上ではなりません。

二つ目、五十五歳を超える六級以上の職員の給料一定率減額並びに給料表の引き下げ改定等を聞いたいたします。

三つ目、この（二）について五級以下の職員についてはどのような

になっているのか。課長補佐以下の職員の方々のことを言っております。

四つ目、五ページ以下に今回提案されました分厚い資料がございますけど、この五ページに今回の給与改定の給料表が掲げてございますが、新規採用者の高校卒、短大卒、大卒者の格付けはどのようになるのですか。

五点目、始良市職員の中で最高は何級の何号級に位置するのですか。

六点目、北山診療所の医師の給料表は医療職何表かということですが、わかりませんが、どうなっているのか。何級の何号級に位置するのですか。

七点目、最後ですが、一般会計、特別会計の合計の人件費は、予算総額で幾らになるのか。

以上、一回目の質疑といたします。

○市長（笹山義弘君） 田口議員の議案第一〇九号始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件についての御質疑については、副市長がお答えいたします。

○副市長（西慎一郎君） 一点目の御質疑にお答えいたします。

月六十時間を超える超過勤務者は、時期的なものもありますが、先月実績では福祉部及び企画部において二人おりました。

月六十時間を超えて勤務した場合、その超えた部分について百分の二十五相当分が上乘せされ、百分の百五十で支給されますので、四級の職員では、六十時間を超えた場合、一時間当たり五百円程度増額することになります。

また、この引き上げ分にかえて職員に休息の機会を与えるために、

時間外勤務代休時間を指定することができるようになります。

二点目の、五十五歳を超える六級以上の職員の一定率減額並びに給料表の引き下げにつきましては、今回の人事院の調査によりまして、公務員給与が民間給与を上回る部分として特に五十歳後半層が顕著であったことから、その民間格差調整のため給料表の引き下げと併せて実施する旨、勧告されたものであります。

三点目の、五級以下の職員につきましては、五十五歳を超えていても今回の勧告の対象になっておりません。

四点目の、新規採用者は、始良市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づき格付けしております。

現在のところ、高卒程度の初級試験により職員採用を行っていることから、高卒の初任給一級五号級を基本に、就学年数や前歴を換算して格付けを行っております。

五点目の、職員の最高号給は、現在七級四十一号級であります。

また、六点目の、北山診療所の医師の給料表は、別表二でありますが、今回の改定の影響はありませんので議案の中には表記されておりません。また、現在五級在級ですが、号級につきましては個人の給料額が特定されることから回答は控えさせていただきます。

七点目の、人件費の全会計の総額につきましては、給料、職員手当、共済費を含め、現在約五十四億円となっております。

以上、お答えといたします。

○五番（田口幸一君） ただいま副市長から詳細な答弁、回答をいただきましたが、ここでわかってきたことは、今一番最後のところ、記憶が鮮明ですが、先ほどから給与の引き下げとか、本市職員の方々は一生懸命頑張っておられるのということ、現在約五十

四億円、人件費として一般会計、特別会計、支給されている。これを民間の方々は、本市の民間の方々はどのように評価されるのかということとはわかりました。

それから、今副市長の答弁の中でわかったことは、初任給の格付けというのが、一級の五号級というのを見てみますと、この給料表です、十四万百円となっておりますね。これはわかりました。一点。

それから、二点目に、現在在級される最高の号給は、ここで今回答でわかってきたんですけど、現在七級の四十一号級をもらっておられる方、これが四十四万三千二百円というふうになっております。八級は在級していないということですね。それから、今わかったのは、六級以上の職員は、五十歳過ぎても五十五歳を過ぎて給料の減額があるということですが、五級以下、課長補佐以下の職員に対しては勧告の対象になっていないということです。ということは、そのまま引き続いていきますよということ、それがわかりました。

そこで、二回目の質疑に入ります。——もう一点、北山診療所の医師は、今回の勧告の対象になっていないという副市長の答弁回答でございしますが、医療職一表の現在五級の在級となっていると。プライバシーのことだからそれは言えないということですが、北山診療所は、決算から見ますと毎年赤字経営になっております。だから、国保事業勘定からの多額の繰入金、それでも足りないので一般会計からの繰入金をもって経営されているというのが実情であると私は認識しております。

しかし、へき地医療というのは、私は大事だと思えます。北山地区の。憲法でうたわれていますように、全国どこに住んでいても健康で文化的な生活を営む権利があるということを私は尊重し、北山

診療所の存続は必要だということを考えております。これは、今の回答から私は今感じました。

そこで、二回目の質疑に入ります。

三回しかできませんので、一回は立ちました。今、二回目ですので、たくさん、二十項目ぐらいですから半分に分けてやります。企画部長と同じように二回ほど言ってもいいですよ。書きとめられなければなりませんので。

まず、一点目。土曜日、日曜日、祝日に職員が出勤したとき、超過勤務手当が支給されるのか、それとも代休処理になるのか。これは、五時十五分以降の超過勤務じゃなくて、土曜日、日曜日、祝日、この日は休日になっていますので。

それから二点目、代休は一〇〇%与えられているのか。

三点目、先ほどから四人の議員が質疑されましたが、職員の健康管理についてはどのようになっているのか。今神村次郎議員は夜眠れないというようなことも言われましたが、そのようなことを含めてお答えください。

四点目、現在休職中の職員がいるのですか。いるとすれば、それはどのような方で、何人ぐらいおられますか。

五点目、今回の改正は、給料、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当の減額が主になっているが、職員の方々は大変です。各家庭の住宅等のローンの返済、子どもの教育費等から勘案して、始良市職員の生活は守られているとお考えですか。説明を求めます。

もうあと二、三点いきます。六点目、始良市職員に、ここに出ています地域手当は該当するのか。地域手当が該当するとすれば、それは現在何人おられますか。

七点目、給料表の最上位、今現在在職しておられる人の最高級は七級の四十一号ですが、これをずっと読んでいきますと、給料表の最上位は七級の六十一号級、四十五万八千四百円となっておりますが、これ以上の給料をもらっている職員がおられますか。私たちのときにはこの給料表がなくて、下駄をはかせていると、特一、特二とか、そういうのがありました。そのことについてお尋ねをいたします。

八点目、今回の条例改正で、来る十二月十日に支給される期末手当、勤勉手当の合計額は、一般会計、特別会計をあわせて幾らになりますか。

もうあと一つ、二ついきますかね。九点目、再任用職員は現在何人働いておられますか。その人たちの給料格付けはどうなっておりますか。それから、その再任用職員は、聞くところによれば一年とか二年とか聞きますけど、その再任用職員は何年勤務できるのか。

まず、今言いましたので、以上答えていただきたいと思えます。  
○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。それじゃあ、五分程度休憩いたします。

午前十一時 十四分休憩

午前十一時 二十分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○市長（笹山義弘君） 御質疑の五番目の、職員も住宅ローンとか教育費を抱えて生活は守られているかということの御質問にお答えいたします。

子育て世代の職員、そして住宅ローンを抱えている職員については、大変厳しい状況であろうということは承知しております。ただ、民間においては、突然リストラを受けたり、解雇等を受けて、経済が厳しい中でより厳しい状況にあられるという民間の方々もたくさんおられます。そういう時代背景、経済背景をとらえましたときには、大変厳しい状況でありますけれども、これにともに耐えていかなければならないというふうに考えるとございませう。

○総務部長（前畠利春君） 計数的な以外について、私のほうでお答えさせていただきます。

一点目の、土曜、日曜、祝日についての時間外命令をした場合について質問についてですが、半日、一日を単位として代休処理をいたしております。半日プラス二時間といったときには、半日分は代休で、二時間については時間外で処理をいたしております。

代休については一〇〇％付与かということですが、代休については指定日を設けて、時間外を命令すると同時に代休日を指定する形でいたしております。

それから、職員の健康管理はということですが、安全管理に職員の安全衛生委員会、それから産業医、メンタルにつきまして、特にメンタルの専門の先生をお願いいたしまして対応いたしております。

休職中の職員については、三名おります。

それから、地域手当につきましては、該当者が一名います。東京事務所に職員を派遣しております、給料額の一八％程度を手当として支給しております。

それから、各級の一番最高位ということではありますが、これにつ

いては現在七の六十一で、それ以上の職員はおりません。

それから、特一、特二というような形で、以前給料表がないところについては昇給監査額の半分を加算するような形でやっていたと思いますが、現在の給料表ではその制度はなく、最高号級で終わりという形になっております。

期末手当の合計については、担当課長が、総務課長のほうで回答いたします。

再任の職員は現在何人かということですが、十三人でございます。再任用の給料表の二級のが給料表の中に入っていると思えますが、二十一万四千円の八〇％という形で給料を確定いたしております。以上でございます。

○総務部総務課長（恒見良一君） お答えします。

まず、六点目の質問の中になりました地域手当の関係ですけれども、今総務部長もお示ししたように、東京事務所のように職員を一人派遣しているんですけれども、その分の金額が五万五千八十円、それから八点目の質問の中にあります、全会計で幾ら、今回の人勸関係でということでしたけれども、四億五千九百万という（「は」と呼ぶ者あり）四億五千九百万の数字でございます。

それから、再任用の関係の給料については、今総務部長が申し上げたとおり二級の八〇％ということで、十七万一千三百六十円という形です。

それから、再任用は何年勤務するかということで、最終的な十番目ありましたけれども、現況では一年更新の扱いで対応しております。で、今後のことにつきましては、今検討中でございます。

以上でございます。

○五番（田口幸一君） 詳しい答弁をいただき、非常に私もま

めにすぐメモができました。ここでわかったことは、今回きようは十一月三十日ですけど、来る十二月十日に支給される期末・勤勉手当、これは職員の皆様の分ですが、四億五千九百万円ということがわかりました。

続いて、三回目の質疑に入ります。これ、すぐ終わりますので。

まず、一点目。これらの期末・勤勉手当の財源は市税だけなのか。市税といえば市民税、固定資産税、法人市民税とか、軽自動車税、その他の戸籍手数料とかあると思うんですが、この市税だけなのか、それとも、総務省から——実際は財務省ですけど、今総務省に市町村は管轄しておりますので、総務省からの地方交付税等の財源があるのか。今度のこの期末・勤勉手当に全く市税だけなのか、市の税収だけなのか。そこを一点お答えください。

二点目は、同僚議員からも質疑がなされましたが、この人事院勧告、きよう提案されております議案は、始良市報酬等審議委員会に諮問されたのですか。そして、諮問されたその委員会の始良市報酬等審議委員会の委員会の専門的な学識経験者とか、そういう人たちからなっている委員会だと思えますが、その委員会の専門的見解はどうだったのですか。

以上、二点についてお尋ねをいたします。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） ただいま二件ほど質問

がございましたが、最初の、一点目の、財源は職員給与の財源は市税だけか、それとも交付税も含まれているかという質問にお答えします。

職員の給与については、普通交付税のほうでも一応算入されてお

ります。給与等ということ、それぞれの土木費、教育費、総務費、そのほかいろいろ費目はございますが、その中に含まれておりますので、財源は交付税もあるということでございます。

以上でございます。

○総務部長（前畠利春君） 今回の人事院勧告に伴います始良市の給与に関する条例等の一部改正につきましては、始良市報酬等審議会に諮問はいたしておりません。この始良市報酬等の審議会につきましては、特別職等の報酬額の改定を行う時点で審議会に諮問をしたいという形で考えております。

以上です。

○五番（田口幸一君） 以上で質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで田口幸一議員の質疑を終わります。以上で議案第一〇九号の質疑を終わります。

お諮りします。日程第一、議案第一〇九号始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件については、会議規則第三十七条第三項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、日程第一議案第一〇九号は委員会付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

○二四番（堀 広子君） 議案第一〇九号始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件について、反対の立場で討論いたします。

八月十日、人事院が公務員の給与や諸手当の減額や、ボーナスの

期末・勤勉手当の減額を勧告いたしました。市職員、市長や特別職の給与を減額するものですが、不況だから減額をするのはあたりまえじゃないかという声もございますが、公務員の給与引き下げに連動して、民間の労働者の給与も公務員が賃下げをしたのだから引き下げられていきます。

また、市職員の給与がことし四月分までさかのぼって減額されます。とつくに使ってしまった給与を返すことになります。四月分からの減額分を十二月の期末手当で差し引くというものでございます。この減額によって、四十歳代の職員で配偶者、子ども二人で、先ほど御答弁がございました、七万五千円減額されることになってしまっています。生活の設計が狂ってしまいます。職員の給与は生活給であり、市職員が希望を持って働けるのか、大変懸念いたします。もともと法律には不利益不遡及の原則があります。これは、法律が改正されたり新たに反転されたとき、施行以前にさかのぼって適用されないという原則です。だから、人事院は不利益の遡及は問題があるから、調整措置と名前を変えて勧告しております。

人事院勧告制度は公務員の利益を保護するために設置された制度であります。それが、昨年にかけて賃金の引き下げと不利益の遡及という原則違反の勧告を行いました。また、五十五歳を超える職員への一律の給与減額は、職務給原則や能力実績主義にも反するばかりか、年齢による差別の賃金であります。

一方、非常勤職員の処遇改善では、日々雇用を廃止して新たな任用制度を創設し、三年以上制限限を設けなかったことや、育児休業や介護休暇などの適用拡大に踏み切ったことは、一歩前進といえます。勧告は中小企業や地場企業の労働条件にも影響を与えることが予想

され、内需拡大の必要性が大変指摘されているにもかかわらず、勤労者所得が低下し、景気や地域経済にも大きな影響を及ぼすものであることを申し述べ、反対の討論いたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。ただいま反対の討論でございましたので、次に賛成の討論を許します。賛成討論はありませんか。

○五番（田口幸一君） ただいまの反対の討論に対しまして、趣旨は十分私も理解しておりますが、私は賛成の立場で討論をいたしたいと思いません。手短かにいたします。

先ほど私への答弁で、今回四億五千九百万円の期末・勤勉手当が職員の方々に支給されると。また一方、副市長の答弁で、給料、職員手当、共済費を含め現在約五十四億円の人件費総額になっているということです。先ほど質疑いたしました。職員の方々の各家庭の住宅等のローンの返済、子どもの教育費等から勘案して、非常に大変な時期に差し掛かっておられる職員の方々かと思うんですが、一方、民間の方々もこういうことをこういう予算とかお金をして、景気浮揚を図っていくというようなことで、この議案第一〇九号はぜひ議決していただいて、市民の方々にこのお金が行きわたる、職員の方々の生活を守っていくべきこの給与改定だと思えますので、私は言葉は足りませんが、この議案一〇九号が議決されることを願って賛成討論いたします。

○議長（兼田勝久君） 次に、原案に反対者の討論を許可します。  
○一三番（里山和子君） 議案第一〇九号につきまして、再度反対討論いたします。

公務員は労働基本権を奪われたわけですが、そのかわりに

人事院勧告制度を取り入れた経緯がございます。しかし、人事院はこの間約二十年間にわたって公務員の給与や期末・勤勉手当の削減を勧告し続けてきております。給与にしまして約一・五カ月分の引き下げになっているということでございます。公務員の給与を下げると、民間の労働者の給与も下がるといふ負のスパイラルに落ち込んでいくと思いません。

労働者の雇用を拡大し、賃金をアップしなければ、購買力は低下し、景気は一向によくありません。収入が減りますと税収は落ち込み、国や県や市の借金、債務は膨らむ一方で、現在八百兆を超えておりますが、国の借金は、現在の日本の債務の負担率は、第二次世界大戦のころの日本の負担率にほぼ匹敵するものであると、日本共産党の不破哲三氏が十一月初旬の赤旗祭りの「科学の目」講座で語っておられるのを私も東京で聞いてまいりました。

大企業は二百四十四兆円の莫大な内部留保を抱えているわけですから、これを使いまして労働者の賃上げ、まず全民間労働者五千万人に月一百万円の賃上げをしますと、賞与五カ月分を含めて八・五兆円、内部留保の約三・五%に過ぎません。八・五兆円を使えば一千万円賃上げできますし、また、最低賃金を今七百三十円ですかね、ですけれども、イギリスあたりでは千円ぐらい最低賃金があるわけですから、全国一律、せめて千円ぐらいにしますと、これでも二百四十四兆の二・四%、五・九兆円で済むわけでございます。さらに、雇用拡大という点では非正規雇用の正社員化、正社員が四百万減つて、非正規が五百万ふえたということでございますけれども、この正社員化しますと三・二%の七・七兆円あればできるわけですし、縮めて二十二・一兆円あれば、労働者の賃上げにつながって、労働

者の購買力は上向き、景気はよくなり、借金は減っていく仕組みに変わっていくわけでございますので、やっぱり民間の労働者の賃金、大企業の雇用者の賃金を引き上げていくというのが、やっぱり一番大事なことでないか。内部留保が二百四十四兆円もあるということでございますので、このことを特に私は言っておきたいと思えます。

このように方向を変えないと、日本はよくなりません。雇用をふやすという点では、中小企業や農林水産業を営んでおられる方々の雇用や賃金をふやすということも大事ですけれども、例えばエコポイント事業をもっと拡大するとか、リフォーム事業、それから福祉事業の拡充とか、自然エネルギーの採用とか、それから農林水産業の振興、TPPなどでもないのではないのでしょうか。これらの施策を講じて、やっぱり民間で働く方々の賃金を上げていけば、人事院もその賃金が上がった増額の勧告をするようになって、公務員も賃金が上がっていくと、このようにスパイラルを変えていかなければ、日本は本当にひどい状況に、ますますひどい状況に落ち込んでいくと思いますので、今回のこの公務員の人事院勧告に従う賃金や期末・勤勉手当の引き下げに対しては、反対という立場で頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（兼田勝久君）

次に、原案に賛成者の討論を許します。

○九番（森 弘道君） 議案第一〇九号につきまして賛成討論をいたします。

いろいろと議論もあるわけでございますが、地方公務員法の第三十条のサービスの根本基準は、ちよつと申し上げます。全て公務員は全

体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務に遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならぬと。もちろん、全体の奉仕者でございますので、自分の保障を図らなければならぬ。そのために人事院があるわけでございます。職員の給与は生計費並びに国及び地方公共団体の職員及び民間事業者の給与のその他の事情を考慮して定められると規定をしております。合併前の三町とも、これまで人事院勧告制度を尊重して、改正実施をできておりまして、今回これを採用しないこととなりますと、矛盾を生じることになります。地公法第十四条に行政適用の原則ということがございますが、これに違反する形となり、職員の勤務条件について、社会一般情勢に適用しないで、不均衡な形をとる形になります。従いまして、本条例は改正すべきものであると、このような観点から賛成討論をいたします。

○議長（兼田勝久君）

次に、原案に反対の討論を許します。

○一九番（神村次郎君）

反対の立場で討論いたします。

今回の給与改定は、人勧に基づいたものとはいえず、二年連続の公務員給与のマイナス勧告であります。個人消費に悪影響を与えるにとどまらず、地方における、先ほどから議論もございしますが、中小地場産業で働く労働者などに大きな悪影響を与え、さらには失業率を初め昨今の雇用経済指標を更に悪化をさせます。消費を冷え込ませ、不況をさらに助長することは明らかです。また、生活保護などの社会的給付の基準引き下げにもつながりかねません。内需拡大が叫ばれているときに、景気への悪影響も懸念をされます。生活の安定と安心、これらを確保する公共サービスの再構築に向けた取り組みが求められている中、職員の皆さんは極めて厳しい労働環境のも

とで努力をしています。市民のための良質な公共サービスの確保のためにも、労働基本権が制約をされている現状のもとでの給与引き下げは納得をできるものではありません。

一九八八年から十二年間で一時金は一・三カ月、年間平均給与は約七十万円引き下げられています。さらにことし、先ほども執行部から説明がございましたが、四十歳代の夫婦、子ども二人で約六万円から七万円の減額になります。職員のモチベーションにも大きく影響することが懸念をされます。人事院勧告制度のあり方を、今の場で議論をするつもりはありませんが、公務員に制約をされている労働基本権の回復は現実のものとなっています。すなわち、民間企業と同じように給与などを自治体で独自で労使協議によって決定することになります。始良市の労使関係はお互いの信頼関係のもと、着実に、そして良好に構築をされているものと推察をいたします。引き続き真摯に取り組まれることを希望して反対討論といたします。

○議長（兼田勝久君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

○二九番（森川和美君） 私は議案第一〇九号に対して反対の立場で討論に参加いたします。

るる同僚議員の反対討論の中がありましたから、それ以外のことについて反対の立場で討論いたしますが、まず一点目は、この人事院勧告制度は六十年前に設置された制度だということと、最終決定者がわずか三名で全国の各地方自治体に一律にやっている、この二点が一番大きな要因でございます。

それと、今までの議論の中で出てまいりました、一家族平均七万五千元に影響が出てくる、この七万五千元という金額が消費に使う金額なんです。消費に使う金額。そういうことを含めれば、もちろんこの二十年前、三十年前は、公務員天国という言葉もありましたけれども、現在の公務員は、残業も必ず済ませるまでせんないかん。そういうところ。あるいは土曜日、日曜日も出らなくてはならない状況の方もいらっしゃいます。もちろん、民間で働いている方にも配慮はせんないかんけれども、私は経済影響という観点から、先ほど神村議員からありましたように、今の日本の一番の景気対策は、内需拡大なんです。ですから、逆の発想でいっているから、ますますその影響がほかのほうに進んでいくということで、全体の本市の影響が、先ほどの答弁の中に二億円から二億五千万ぐらいの、二千六百人の市内の公務員に対しての影響力があるということでございます。ですので、はかり知れない経済に、御商売の方に、そしてその働いている方が、そのお店が倒産に陥ることも想定するならば、雇用がまたおかしくなっていくと。

ですから、悪循環をしているこの人事院勧告制度に、余り調査等もせずにですね。だから、調査をすると、私が言っていることと反する部分もありますけれども、やはりこれだけのことを決めることには、しっかりそういう組織をつくって調査をしながら、こういう事情だということも説明調査が足りないという部分で、反対討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

これから議案第一〇九号始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第一〇九号始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

△日程第二 発議第一二号始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件

○議長（兼田勝久君） 日程第二、発議第一二号始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっています発議第一二号は会議規則第三十七条第三項の規定によって趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第一二号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

玉利道満議員、登壇してください。

〔一八番玉利道満君登壇〕

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。議員、降壇してください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

発議第一二号始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。

発議第一二号始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。午後の会議は一時十分から開会いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後 一時 八分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第三 一般質問

○議長（兼田勝久君） 日程第三、一般質問を行います。まず、二三番、湯川逸郎議員の発言を許します。

〔二三番湯川逸郎君登壇〕

〇二三番（湯川逸郎君） 皆様こんにちは。平成二十二年第三回定例会で、九番目に発言許可をいただきました議席番号二三番の湯川逸郎でございます。

一般質問に当たり、日本を取り巻く環境は、長期にわたる円高ドル安の影響を受け、景気の悪化に伴い、雇用問題や凶悪な犯罪等が全国各地で起こっております。政府におきましては、緊急経済対策を含む五兆九百億円の二〇一〇年度補正予算が審議され、十一月二十六日に成立をいたしました。

また、本県においては、十月二十日に起きた奄美地方を襲った豪雨災害の被害総額が百二十三億六千二百四十七万円にのぼる状況が十一月十二日に最終まとめとして公表されました。

本市においては、合併後約八カ月経過しようとしておりますが、県下で一番暮らしやすい市にするために、厳しい財政の中で、市民が安全で安心して生活できる環境づくりに取り組んでいかなければならないと思っております。また、本市の基本理念であります市民、地域、行政との共生、協働により、鋭意努力されながら邁進されておられることと存じます。

以上のようなことをもとにいたしましたして、さきに通告いたしました二点について御質問いたします。

質問の一点目は、資源物収集等の改善についてであります。質問の要旨といたしましては、一番目に、公約であった資源物収集等の改善は、平成二十二年六月議会後どのように進められたか、具体的に経緯をお伺いするものであります。

(一) 始良市衛生協会始良支部の開催状況を御教示ください。  
二番目に、高齢者、子育て最中の方々の負担軽減対策をどのよう

に図ったかをお伺いするものであります。

三番目に、地域住民への説明会の開催状況を御教示ください。

四番目に、地域住民からの御意見、行政連絡員からの意見を集約して、二十二年度中には方針を出していきたいと六月議会において答弁がなされましたが、いつ方針を定められるのかお伺いするものであります。

大きな二番目には、資源物収集等で旧始良町の平成二十一年度の状況を具体的に伺います。

(一) 資源物収集の総体経費を具体的にお示しください。

二番目に、資源物売却代金の総額を具体的にお示しください。

三番目に、自治会への還元金の総額と内訳をお示しください。

四番目に、資源物における自治会への還元金で、一般会計からの繰出金がないのかお伺いいたします。

五番目に、一般会計還元金の二十三年度当初予算の取り扱い方針を御教示ください。

質問の二点目は、企業誘致についてであります。質問の要旨といたしましては、一番目には、公約で、企業誘致により若者の働く場を創出しますと示されておりますが、具体的な計画、手法、見込み等があるのかお伺いするものであります。

二番目には、大型ショッピングセンター「イオン」隣の始良市開発公社用地への企業誘致計画を具体的にお伺いするものであります。三番目には、三拾町自治会の福人池周辺十二町歩、十二ヘクタールの耕作放棄地への企業誘致計画と今後の取り扱いをお伺いするものであります。

以上、二点について御質問をいたしますので、市民の方々にわか

りやすく、誠意ある御答弁を求めます。後は、一般質問席にて質問をいたします。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 湯川議員の御質問にお答えいたします。

一問目の資源物収集改善についての一点目の一番目の御質問にお答えいたします。始良市衛生協会始良支部の開催状況であります。資源物収集体制の平準化について、蒲生、加治木支部において理事会を開催しており、今後、始良支部についても開催する予定であります。

二番目の御質問についてお答えいたします。高齢者、子育て中の方々の負担軽減策につきましては、収集箇所、収集回数などについて検討している段階であります。資源物収集体制の平準化を図った後、実施していく考えであります。

三番目と四番目の御質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。資源物の収集方針につきましては、まず平成二十三年度で、資源物の名称及び収集の仕方について平準化する方向で調整をしているところであります。地域住民への説明会の開催につきましては、現在までのところ開催いたしておりませんが、地域住民の皆様の御理解を得なければ、円滑な実施は図れないと考えますので、この平準化の方針が定まった時点で、説明会の開催を検討したいと考えております。

二点目の一番目の御質問についてお答えいたします。まず、資源物収集の総体経費につきましては、まず収集運搬経費は可燃ごみ、不燃ごみの収集運搬契約と一括して契約しておりますので、契約額から案分して算出した数値であります。約三千五百万円となりま

す。また、処理費用が約三千六百万円、補助金が約一千百万円の合計約八千二百万円となっております。

二番目の御質問についてお答えいたします。売却代金であります。不燃物の金属売却代金を含めて、約一千二百万円であります。

三番目の御質問についてお答えいたします。自治会への還元金につきましては、先ほどの補助金であります。約一千百万円で、うち資源物集荷所の運営補助金が七百五十万円、収集物の実績に対する補助金が三百五十万円であります。

四番目の御質問についてお答えいたします。一般会計からの繰り出しにつきましては、収入のほうを上回っておりますのでありません。

五番目の御質問についてお答えいたします。還元金の二十三年度当初予算の取り扱い方針につきましては、平成二十三年度は、資源物の名称及び出し方の平準化を図ることを目指しており、補助金につきましては、現状を維持する方針であります。

次に、二問目の企業誘致についての一点目の御質問にお答えいたします。始良市として、企業誘致は優先課題の一つとして取り組んでおります。昨今の世界的な不況のありを受け、現在の企業誘致は容易ではありません。このような情勢であります。現在、かごしま遊楽館の企業誘致課に職員を派遣し、さまざまな情報を得ながら、県産業立地課とも連携を図って、企業誘致に努めているところであります。また、企業誘致促進用のパンフレットも作成し、情報があった企業にはすぐに提供ができるようにしております。

始良市内には現在、進出企業に提供できる土地として、市の用地及び土地開発公社の用地を含めて約一〇・六ヘクタール所有してお

り、進出企業に対して、始良市企業立地促進条例などに基づく支援も行うこととしておりますので、今後とも積極的に取り組んでまいります。

二点目の御質問についてお答えいたします。始良サティ前の始良市土地開発公社が所有する下深田事務所店舗用地につきましては、その処分を目的に、近く一定の期間を設けまして、一般公簿を行うこととしております。

三点目の御質問についてお答えいたします。三拾町自治会の福人池周辺の耕作放棄地につきましては、まとまった土地ではありますが、相続者が多く、排水対策を行う必要があるなどの課題もあるようです。現在、ほかに企業誘致用地を多く保有しておりますので、この土地を企業誘致の用地として取得する計画はありません。

以上で、答弁を終わります。

○二三番（湯川逸郎君） ただいま第一の質問に對しまして答弁がなされましたので、随時、二問目、三問目と進めさせていただきますと思います。今回の私の質問は、事務的なものから政策的なものすべてを含んで質問を行いますので、そのつもりで御回答をお願いしたいと思います。

最初に、始良市衛生協会始良支部の開催状況を示せについての質問を、第二問目を行いたいと思っております。

先ほどの答弁では、蒲生、加治木支部において理事会を開催して、今後は始良支部についても開催する予定ですということが書いてあります。その内容的なものは、資源物収集体制の平準化についてということでございますが、基本的には、始良市衛生協会始良支部の場合は、旧始良町の衛生協会が、横流れしまして、移行した形で合

併していると思えます。そのメンバーは、どのように選ばれているのか。そしてまた、この理事を選出するに当たっては、どのようなメンバーで選ばれているのか。理事は何名であるのか。一応、それだけ答弁ください。

○市民生活部長（池山史郎君） 今の質疑は、衛生協会に對しましての質疑でございますので、衛生協会の事務局等をしております生活環境課長に答弁をさせます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

始良市衛生協会始良支部のほうでは、会則をつくっております。その会則の中に、役員といたしまして、支部長一名、副支部長一名、理事若干名、委員として各自自治会の代表ということで役員を決めております。理事のほうは、人数的に若干名というふうになっております。現在、始良支部として役員のほうを選出されている人員は、自治会長さんをはじめ各種女性団体代表まで合わせて、理事九名が選出をされているところであります。

以上、お答えいたします。

○二三番（湯川逸郎君） この衛生協会の会を今までに何回開かれましたか。そして、その衛生協会の役割というのはどういうものなのかをおつなぎしてください。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 始良市衛生協会の始良支部でございますが、私も始良市の発足会のほうは行いました。そのときから、始良支部については現在、会のほうはされていないという状況でございます。

また、こちらのほうの始良支部の役割といたしましては、始良市の衛生協会の支部が三つに分かれております。御存じのとおり、始

良支部、蒲生支部、加治木支部というふうな三つの支部をつくりまして、それぞれ支部長を置いておきまして、それらの会則に従いまして、目的と事業を行うように計画をされておきまして、この目的事業につきましては、始良市の衛生協会とほぼ合致するところでございます。

以上です。

○二三番（湯川逸郎君）　たくさんの問題を、質問を出しておりますので、時間が過ぎ去れば後になりますので、一応、衛生協会のほうは以上で終わりたいと思います。

次に、高齢者、子育て最中の方々の負担軽減の問題を取り上げてくださいと思います。

一問目の高齢者、子育て最中の方々の負担軽減の協議結果は、どのように改善されたかということで、ややもすると、ごみ屋敷、あるいはポイ捨て等となるようなおそれが出てまいります。先日、市民生活課長も参加されての地域主体の会議を実は行った経緯がございます。その中におきまして、高齢者、弱者、若者、子育て最中の方々、それぞれ約三十名近く集まって、御意見を聞かれたと思います。

その中で、やはり今回の負担軽減の問題は、袋代は支払ってもよいから、お近くの生ごみステーションでの取り扱いへの改善をという声がありました。その後、市民生活課のほうでは、どのような協議がなされ、取り扱われているのかをお伺いいたします。

○市民生活部長（池山史郎君）　お答えいたします。

近くのごみステーションでの取り扱いが必要になってきたがとい

う御質問でございますけれども、生ごみの分別を行っている市町村もありません。まずは資源物の分別が先と考えておりますことから、その負担軽減の対策としての検討をしている段階でございます。旧町区分すべてを統一することを目標にしておりますけれども、それぞれの利点、改善点がございまして、それぞれについて、結論を出していくとなりますと、回答が表裏になりますことから、検討をしている段階でございます。さきにお答えいたしましたとおり、まず資源物の名称及び収集の仕方について平準化した上で、考えてまいります。

以上でございます。

○二三番（湯川逸郎君）　さきの議会において、二十二年度中には方針を出していきたいと、答弁が議会でなされております。そうしました場合に、実は、先般の十一月二日に開催されました始良地区自治会長連絡協議会研修会において、市民生活部のほうから、各地区のよいところや改善をすべき点はわかってきました。最少の経費で最大の効果を図ることが行政の使命と感じておりますと答弁されております。その結果、全市的な統一までには今しばらく猶予をいただきたい。したがって、現在の状況は、あと一年は継続し、各地区の補償の統一や分別の品質の向上を見ながら、また財政状況を加味して見直しを考えてまいりますと回答されましたが、六月議会との答弁とは異なります。議会答弁と研修会答弁とどちらを重要視されて行政執行をされる予定なのか、市長にお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君）　このごみという問題、大変難しい要因を含んでいるようにございます。まず、三町での収集方法が違うということもございまして、そういう中で、全体的には、始良市として

の新しいシステムをつくり上げていきたいというのが、私の答弁で  
ございます。したがって、議会でお答えしましたのは、その方  
向性をどのように持つていくかというそれをお示し申し上げたいと  
いうことで、今、現下では、その各支部ごとの調整を図っているも  
のと思われまます。

したがって、その指示に従いまして、私の指示に従いまして、  
各支部ごとにその御理解をいただきながら、全市が統一できる方向  
性を今探っているところであるというふうに思います。

したがって、自連協での説明は、その現在進行しております  
状況等につきまして御説明をいただき、まず地域住民の方々の御理  
解をいただきたいということでの説明をしたというふうに考えてお  
ります。

○二三番（湯川逸郎君） 市長の答弁されるのはわかるんですが、  
では、ここでどうして平準的なものとかという言葉のあやの中でさ  
れていらっしゃるのか。本当の原因は何なのか、御答弁ください。

○市民生活部長（池山史郎君） お答えいたします。

状況の変化によって伴うものでございますけれども、早過ぎると  
後々いろいろと影響が出るのが予想されますので、慎重にこれは  
対処していきたいというのが原因でございます。

以上でございます。

○二三番（湯川逸郎君） 同僚議員からの質問にもありましたよ  
うに、合併協議会での自治会への補助金の問題、要は補助金の問題  
だろうと私は想定しております。ですから、そこに集中的に質問を  
申し上げますが、補助金の問題で、三町それぞれ違っていると思  
います。加治木町、蒲生町、始良町の自治会への補助金である財源、

これは各町それぞれ何ですか。また、自治会へは何回に分けて支払  
っておりますか。

○市民生活部長（池山史郎君） 担当課長に答弁させます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

合併協の段階で、合併するに当たり、資源化の統一を図るとい  
うことで協議をしております。やはり、そこにおきましては、各町  
それぞれの補助金、あるいは自治会への交付金という格好でお支  
払いをされているようにございます。ただ、旧始良地域におきま  
しては、還付金ということで、回数と、それと資源物の量によりまして  
還付をしているところでございます。

そうしますと、議員おっしゃるように、旧加治木地域におきま  
しては、一カ所当たり資源物につきましては一萬一千円の管理費をお  
渡ししている。で、蒲生地域におきましては、そういった支出とい  
うのはございませんで、衛生協会のほうから、自治会のほうに行く  
ようになっていくという状況でございます。

そのあたりにつきましても、一元化を図る上では、まず平準化を  
図った上で、資源の流れを統一して、その上で分配、あるいは協力  
という格好のものに変えていくつもりで今、検討をしてところでご  
ざいます。といいますのは、売却先が違うものですから、あるいは  
品物が違うということになりますと、当然単価が違ってくる。そう  
いったところから見直していかなくてはならないということがござ  
います。ですから、そこらあたりを平準化した上で、皆さん一緒に  
出された上で対応してまいらないと、それぞれの不公平感が出る  
ということでございますので、そのあたりにつきまして今、研究をし  
ているところでございます。

以上です。

○二三番（湯川逸郎君） 一番目の大きな問題の中では、一応答弁がなされておりますので、それを参考にしながら今後、自分としては研究してまいりたいと思います。

二番目の資源物収集等の経費の問題とか、あるいは売り上げの問題とか、いろんなそういう細かな数字をもとにいたしまして、質問していきたいと思います。これらをもとに、最終的には還元金の問題がどういふふうになっていくのかということらまでいききたいと思っておりますので、誠意ある答弁をお願いします。

まず、総体経費は、衛生協会の資料によりますと、財源として一般会計が使われてると思いますが、具体的には経費においてお示しください。この費用対効果をお伺いいたします。

○市民生活部長（池山史郎君） お答えいたします。

資源物収集の総体経費でございますけれども、経費としましては三千五百九十三万一千六十八円でございます。これは、二十一年度決算額でございます。

それから、費用対効果でございますけれども、今、資源物の分別再商品化は、国民の社会的義務だと考えております。最少の経費で最大の効果が得られるように、資源物の統一化に向けて、鋭意努力していききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○二三番（湯川逸郎君） 約三千五百万円という数字が出ておりますが、この数字は果たしてどこから出てきた数字なのか。私が調査しましたところの資源物に関するものをすべてお知らせしたいと思っておりますが、資源物として、補助金としていただく以上は、それぞ

れのところからその総体補助金ができてまいります。そのために、粗大ごみとか、あるいは資源物とか、総体的なものは、目金のことにつきまして、当然ごみ問題につきましては、一般会計がしなければならぬという義務的な条項があります。ですから、あえてその金額がどれだけに上がるのかをお示ししているわけですが、この粗大ごみの目金処分場監視委託料、これも当初予算で上げてありましたので書いておきますが、百八十三万円、粗大ごみ収集の委託料が七百三十万円、粗大ごみの合計の経費が九百十三万円、それから廃棄物的な処理のための委託料が、これは生ごみを含みますが、九千四百六十六万八千円、資源物の中間処理経費、委託料としまして三千百十万円、分別指導員監視委託料百二十二万一千円、そうしまして、これで一億二千六百九十八万九千円。この中に、まだ含まれていないのが、食廃油負担金があります。これは、どっから出てくるのかわかっておりません。売り上げがありましたら、お知らせください。それと、やはりこのお金を奨励金としまして経費で出しているわけですので、衛生協会等への分につきましては、後で申し上げたいと思います。

これにつきまして、どのように考えていらっしゃるのか。合計しまして、粗大ごみの合計経費と資源物の総体経費をしまして補助財源が生まれるわけですが、一億三千六百一十一万九千円であります。やはり、こういうものを財源としまして、補助金を流していらっしゃると思います。そこで、先ほど答弁では三千五百万円、それから処理経費が三千六百万円、補助金が約一千百万円、合計しまして八千二百万円となっております。ですから、この補助金等の流れが、どのように考えてこの数字ができたかをお示しください。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、あるいはまた不法投棄等に一般財源を使いまして行っているわけですが、殊このごみ等につきましては、一般廃棄物処理法の中で、市町村がするものというふうに決められております。こういった必要経費につきましては、各市町同じように経費をかけてやっているところでございます。

ただ、おの市の町によりまして、個々にかかるものが多少は出てくるわけですが、それは分別のやり方、それから収集のやり方、それから資源化を図る上での手間暇、そこらあたりを市がするのか、あるいは住民がするのかといったところにお金の使い方が変わってくるわけでございます。

そういったことを考えますと、私も今、そういった合併したばっかしでございます。そこらあたりにつきまして、それぞれの地区で分別の方法が違うといったことがございまして、今議員おっしゃるように、粗大ごみにかけているお金、あるいは粗大ごみをする事によって、そこで補助金を出している、そういったところが違います。ですから、そこらあたりにつきまして今、先ほどから申し上げますように、精査しているところでございます。

ただ、廃食油につきましては、議員おっしゃるように百七十二万九千二百十三円、一応経費的にかかっているわけですが、売り上げといたしましては、四十二万六百五十七円の売り上げをしているところがございます。ただ、ここにつきましては、資源の再利用化ということを考えますと、今まで燃やして捨ててるものが、経費をかけてでも燃料として使われているということを考えますと、

一概にそういうことも言えないのかなということでございます。今、廃食油につきましては、焼却処分している加治木、蒲生地区、そして資源化している始良地域、こちらのほうの選別をどういうふうにしたらいいものかということも私も主管理としては考えているところがございます。できるだけ出てきている資源につきましては収集をしようということ、現在、蒲生地区、加治木地区におきましてお願いをしているところでございます。

以上です。

○二三番（湯川逸郎君） 今、総合的な経費の内容は明らかになったと思います。

そこで今回は、数字的に申し上げますと、売却代金の総額でございます。これは、総合的には、空き缶、遺棄びん、紙類、プラスチック、廃油かれこれで、八百十二万一千五百四円が計上されております。そして、粗大ごみ、赤袋の金額が、売り上げが、三百九十六万六千二百二十一円ということで、合計しまして一千二百八万七千七百二十五円というふうな売り上げになっております。

このようなものを考えますと、やはりどこにどういものがということになります。じゃあこの還元金の中身において、どのように配布されているのか、そういうものを考えたときに、昨年私は、旧始良町のことを言っておりますので、百十七自治会に対しまして、ステーション運営費というのが七百五十五万四千円、そして空き缶びん、紙、プラスチックを含めまして、還元金の資源物のほうが三百十八万四千二百五十六円ということで、合計して一千七十三万四千六百五十六円というのが、実は各自治会への還元金として使われているわけです。

そうしますと、先ほど私が言いましたものの中は、このお金の財源は、さつき一般会計から出していただきました約一億円近いお金が費やされて、この金額が出ているということをお聞きは、明らかにしたいと思っております。明らかにしないと、いつまでたってもこの解決はできませんので。

その中で、一千七十三万円の約六割が、ステーションの管理運営補助金という、名目はよろしいんですが、非常に一般会計で扱うような仕事の中身をこの売上金で片づけているというのがあります。そこらあたりをどのように考えていらっしゃるのかをお尋ねしたいんですが、時間もありませんので、一応そういうものをおつなぎいたします。

そして、もう一つ検討していかねばならないのが、先ほども読み上げましたように、空き缶、びん類、紙類というのは、これは売却しております。プラスチック関係、この分につきましては、指定法人ルートということで国が補助しまして、これはすべて町費で賄わねばならない、片づけねばならない経費です。そのようなものが、今回の還元金の中で含まれていることを知っていただきたいと思えます。

だから、ここで運営費と資源とを合わせて一千七十三万円ということ、これからプラスチックだけでも四十四万五千円という金額が、一般会計で払うべき問題じゃないかということでございます。そうしました場合に、当然ステーションの運営補助金、それとプラスチックの還元金、これを含めまして七百九十九万五千四百六十四円という一般会計の扱うお金が、実際は売上代金の中で処理されているということを含んでおります。

このようなことを考えて、一般会計のほうはどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○市民生活部長（池山史郎君） お答えいたします。

先ほどの資源物の売上金八百十九万円とは別に、今回、十二月補正にお願ひしてあります日本容器包装リサイクル協会からの三百四十万円の拠出金がございます。これを合計しますと、約一千五百九十九万円となりまして、自治会への還元金が、先ほど言われましたけれども、一千七十三万四千円となりますので、ステーションの運営費までは賄えるものと考えております。

以上です。

○二三番（湯川逸郎君） 私が言っている意味が、若干わかりませんか。というのはですね、資源物の場合でも、片づけねばならないのは、先ほど課長がおっしゃいましたように、一般会計でしなけりやならない分を売り上げだけに頼った形での行政をしているんじゃないですかということなんです。それをもとにしまして、一般会計が歳出的なものがないということになります。そこらあたりを。

全体的には、確かに資源物の代金で賄えるという言葉が出てまいります。途途中で考えたときには、一般会計の歳入を入れていただかなければどうしようもないというのが、今のこの資源物の取り扱いじゃないかということでございます。そのあたりをもう一回答弁ください。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

確かに、資源物でございますので、それぞれ議員おっしゃるように、皆さん方から集めていただきました資源物、空き缶、それから

びん、新聞紙等、プラスチック等です。こちらにつきましては、売却をして、利益の中に入れております。ただ、先般から申し上げますように、一般廃棄物につきましては、市としてのこれは義務でございます。やはり赤袋と、それから不法に捨てられているもの、それから大型ごみ、粗大ごみでございますが、こちら等については、市のお金で回収しなければならぬということがございます。ですから、できるだけ私どもとすれば、市の財政を圧迫しないように、あるいは売却益をたくさん出るようにということも我々の仕事ではないかというふうに思っているところでございます。

ですから、できるだけ議員おっしゃるようには、一般会計のほうからかかるものを売却益を挙げまして、できるだけそちらのほうに回す、というか当てられれば一番よろしいんですが、なかなかそういう状況にありませんので、全市を統一するために、今、資源等につきましても統一を図り、そしてその後、市民の皆様方の利便性を追求して、そして新しい始良市の収集体制、あるいは資源物の回収率を高めようということをやっていききたいというように考えているところでです。

○二三番（湯川逸郎君） 旧始良町におきまして、自治会への資源物還元金としまして、一千七十三万四千六百五十六円、粗大ごみの還元金としまして、二百五十三万四千四百八十円、合計しまして一千三百二十六万九千三百三十六円が支払われております。が、加治木町、蒲生町におきまして、じゃあ先ほども質問をしましたが、加治木町のほうでありますと、ステーションの管理謝金としまして二百一十一万二千元、蒲生町としまして、収集所の維持補助金としまして六十二万七千元しか出しておりません。

そこで、このようなことを申し上げますと、当然、来年度、合併して一年になりますが、同じ市の財政の中で、矛盾を生じてまいります。その改善の必要があると思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

ごみのこの収集等と平準化ということについて、今、担当が申し上げたとおりでございます。議員の御指摘の歳入と歳出を明確にせよということの御指摘だというふうに思います。今後は、その方向に向けて、いろいろと収集体制、そして分別の仕方、そしてその売上金等の収益金もございます。それらの取り扱い等を含めまして、そのすべてを包み込んだ形での新市としてのごみ行政ということについては、今後何年かかるかわかりませんが、できるだけ近いうちに平準化を図って進めていきたいというふうに思っております。

○二三番（湯川逸郎君） 非常にややこしい質問でやりとりしましたが、資源物のまとめとしまして、これまでのまとめをいたしますと、二十一年度の始良町では、資源物等の売却代金の総額は、粗大ごみを含め一千二百十五万六千四百九十円、これは若干違った数字になったかもしれませんが、私が計算したところの資料では、一千二百八万七千七百二十五円という計算になっております。また、資源ごみの資源物に要する経費は、これは先ほど言いましたように、ありとあらゆる一般会計からの歳入を引き出してきました場合に、一億三千六百一十一万九千元。この中で、自治会への還元金が、粗大ごみを含めて一千三百二十六万九千三百三十六円で、総経費が一億四千九百三十八万八千三百三十六円でございます。この経費の中には、先ほど申しましたように、食廃油の負担金は含まれておりません。

このようなことを考えますと、膨大な経費を費やしながら、資源物還元金を行うべきではないかというようなことは、ちよつとおかしいんじゃないかということで、また三町の、先ほど言いましたように均衡がとれておりません。私は、厳しい、これからは財政状況が続きますので、多くの市民の方々の強い要望であります負担にならない方法で、来年度から改善されることを強く要望いたします。

また、笹山市長におかれましては、公約の中で、最も重要視された政策として訴えられ当選されたと思いますが、市長の見解をもう一回求めます。

**○市長（笹山義弘君）** 行政に求められておりますごみ行政に対する課題というのは、この循環型社会に向けて、しっかりとごみの収集は行政の責任のもとで行い、しかしそのごみ行政を推進する上においては、何といひましても、地域住民の方々の御協力がないことには図られない業務でございます。そういうことから、各地区、支部において、それぞれ収集の方法、それから補助金等のあり方等々差異がございますので、それらもすべて含めての形で、収集体制も含め、その自治会等への補助のあり方等々も含め、どのように平準化していくか、新市としてのごみ行政を構築していくかということについて、それぞれに御協力をいただきながら今、作業を進めておるところであります。

したがいまして、その方向性、一つずつ今、収集のあり方ということについて、名称を統一するとかということ、一つずつその解決に向けて今、取り組んでいるところであるというふうには私には考えております。したがいまして、それらが一つずつ解決した暁には、私の公約でありましたそういう人に優しく、環境に優しいというご

み行政ができ上がっていくものというふうに思っています。そういう意味で、しばらくの間、お時間をいただきたいというふうに考えます。

**○二三番（湯川逸郎君）** 市長にお願いですが、優しいものというもので、簡単にできるものから順次やってください。一遍に平準化しようとするから時間がかかりますので、できるものは、簡単なものはたくさんあると思います。そこらあたりを先にされることを望みます。

次に、問題を企業誘致に変えさせていただきたいと思えます。残り七分しかございませんので、走りをします。

先ほど、市長の公約で、企業誘致により若者の働く場を創出しますということでしたが、既に答弁の中にも、東京事務所に一人出向して、既に行っておりますということでもあります。じゃ、東京事務所だけでなく、この始良市においても、専門的に扱うような部署をつくるべきではないかと私は考えます。そのあたりをどのように考えていらっしゃるか、ひとつお答えください。

**○企画部長（甲斐滋彦君）** ただいまの議員の専門的な部署ということですが、市長の答弁のとおり、東京事務所に派遣しております職員、それから現在、課長、係長、係三名の体制、それから始良市ふるさと大使の方が十三名登録されておりますので、その県外の方々の御協力をもらいながら、企業誘致には取り組んでまいるという考え方でございます。

**○二三番（湯川逸郎君）** 次に、大型ショッピングセンター「イオン」のことにつきまして、企業誘致の件につきまして質問をいたします。

市長は、先ほども申されましたように、公募していると、公募し

ていきたいということ、答弁がなされております。市長の中のかかる範囲において、公募はしても、既に何らかの形で聞こえてきている企業があるのではないかと思います。それをもとにしまして、公募というものを設定されたと思いますが、いつまでを公募の期間としてとられる考えか、お尋ねいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 企画部のほうで答弁申し上げます。

公社のほうで現在進められておりますが、今、議員が申されたように、一件申し出がございますが、しかしながら、この用地としましては、市にとつても非常に大切な土地ということで、公募をするということでございます。それで公募期間としましては、来年の平成二十三年の四月二十八日五時までもって公募をして、始良市にふさわしい優良企業が来られることを期待して、公募をされているということでございます。

○二三番（湯川逸郎君） これ、二十三年四月二十八日までと、これが期間ということでしたが、これ短縮できることはできないんですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 九千坪で、坪当たり十三万五千円という土地ですので、公募期間もやはり企業の方々もいろいろ考えるということ想定して、それからまた、宣伝するという意味を込めまして、約五カ月間の期間を設けられたと伺っております。

○二三番（湯川逸郎君） あと二分しかございませんので、一番最後の三拾町の福人池の周辺の十二町歩のことにつきましてお伺いたします。

まず、地権者が非常に多くて云々ということがございましたが、そして企業誘致にも、排水対策等がどうかということでございます。

すが、この以前には、街路計画や企業誘致の進出等が出ておりました。ですが、その後、本当にこれはマッチ一本ぱつとつけたら大変なことになるというような状況です。この十二町歩をほとんど耕作放棄地になっておりますが、これは、農政課のほうはどのように解積されていらつしやるか。

それともう一つ、危機管理のほうとしまして、火災的なものが発生するおそれがあります。そういうものを考えたときに、どういふふうに対応されるかを。あと一分しかございませんので、簡単に述べてください。

○危機管理室長兼危機管理課長（黒木俊己君） 私のほうが一番大事だと思しますので、危機管理のほうでお答えいたしたいと思います。

非常に荒れていますということ、認識いたしております。防災、防火上非常に困難だと。

○二三番（湯川逸郎君） 終わります。

○議長（兼田勝久君） これで、湯川逸郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。約五分間。

午後 二時 七分休憩

午後 二時 十四分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。次に、一番、竹下日出志議員の発言を許します。

「一番竹下日出志君登壇」

〇二一番（竹下日出志君） 公明党の竹下日出志でございます。

暮らしやすい始良市の実現を目指して、市民の目線から政策を提言します。

初めに、共生・協働によるまちづくりについて質問をします。

日本は今、無縁社会と指摘されていますように、地域との接点が希薄な人が、都市部を中心にふえています。高齢者の所在不明問題は、社会に大きな衝撃を与え、児童虐待をめぐる事件も各地で発生しています。また、うつなどの心の病を抱える人も急増しています。

公明党は、ことし夏の参議院選で、年金、医療、介護の充実に加え、高齢者の孤独死、うつ、児童虐待など、新たな危険にも対応できる社会を目指し、新しい福祉を掲げました。公明党の政策実現力の源泉でありますチーム力を発揮して、現場の声を生かした政策を立案し、新しい福祉の具体化を進めながら、地域の暮らしの安全、安心を推進します。

公明党は、人と人が支えあう共助の社会を目指します。高齢者の孤立化が深刻化する中で、地域見守りネットワークの構築と体制強化は重要です。地域包括支援センターを中心に、関係機関が連携し、地域全体で高齢者を支えるネットワークの強化を訴えています。

高齢化に伴うひとり暮らしの増加や、核家族の崩壊、家族関係の希薄化など、テレビや新聞等で、長寿者の不明者が問題になっていますが、住民基本台帳の住所に本人が住んでいないケースを百歳未満から若年、中年層にまで広げますと、無数の不明者が存在するとも言われています。

地域のつながりをお互いに干渉されず、しかしお互いそっと見守られる、そのような地域社会が望まれています。自治会員や民生委

員だけでなく、地域の人々がそれぞれお互いの心の中で、安否確認を意識してお互い気にかけることが基本の姿ではないでしょうか。

そこで、大分県国東市では、ひとり暮らしの高齢者見守りを通して、地域住民相互のつながりを高めようとする黄色い旗運動が実施されています。黄色い旗運動とは、住民が黄色い旗を毎朝、玄関先に掲げて、近隣の家族に安否を知らせるというもので、地域内の全世帯で行っています。本市でも、高齢者の見守りや孤独死の防止対策として、また地域の共助力を高める取り組みとして、黄色い旗運動を実施する考えはないか伺います。

次に、農作業事故防止の強化に向けて質問します。

日本における農作業中の死亡事故や傷害事故が、年間どのくらい起こっているのか御存じでしょうか。驚くことですが、国全体で、その実態をつかむための調査を行われておらず、農林水産省が、農作業死亡事故を、都道府県が保健所を通じて行う人口動態調査から拾い出して集計しているというのが実態であります。傷害事故に至っては、調査対象ではなく、その全容はどこにも把握されておられません。

さらに、農作業には危険を伴うものが少なくありません。労災保険の加入が欠かせませんが、農業従事者の労災保険の加入状況は低く、加入率に地域格差があるのも特徴であります。事故を未然に防ぐことはもちろんですが、万が一のときの保障も、営農、生活の安定には欠かせません。加入率が伸びない理由には、その制度そのものを知らない、入りたくても加入窓口がないなどの理由が上げられています。

これらの点を見ただけでも、農作業従事者の安全を守るための取

り組みが遅れていることが明らかであります。死亡事故のみならず、後遺症が残った重傷事故は、死亡事故の何倍にも上ると想定されており、他の産業が確実に死亡労災を減らしてきた中で、農業はほとんど変わっておりません。

さらに言うまでもなく、農業は特に高齢化が著しく進展している分野であり、国はもとより地方自治体や関連機関、団体、農業従事者の命を守る取り組みが求められています。

また、ことしの夏は熱中症による死亡者が多くなっていますが、農業でも例外ではなく、七月二十四日付の日本農業新聞に、「熱中症、猛暑日なお厳戒を。相次ぎ農作業中、死者」と報道されました。農作業中の熱中症による死者の数は、毎年十人前後にもかかわらず、ことしは茨城、栃木、埼玉、石川などから十人を超える報告が、農林水産省に寄せられています。

そこで、農作業中の死亡事故は後を絶たず、農林水産省の調査では、平成二十年の一年間で三百七十四件が発生しています。原因別で見ますと、転倒、転落したトラクターの下敷きになるなど、農業機械を使用した作業に伴う事故が全体の七割に上り、このうち乗用型トラクターによる事故が半数を占めています。就農者の著しい高齢化に伴い、六十五歳以上の高齢者による事故が、全体の八割を占めています。負傷事故については、把握が十分できていないのが実態で、労災保険の加入率も四％台と低迷しており、対策の強化が求められています。

本市では、農業従事者の農作業中事故の実態調査と事故防止の強化に向けて、どのような取り組みが行われていますか。また、始良市農業労働者災害共済事業は、現在、加治木地区のみの運用とな

っています。全市全体への普及をさせるべきではないか伺います。次に、未来を担う子どもたちの健やかな育成について質問します。次の時代を担う青少年の健全育成は、地方公共団体の重要な政策課題となっています。青少年に生きる力をはぐくむために、学校教育の充実を初め、家庭教育や社会教育の振興に重点を置いています。子ほめ条例も、青少年の健全育成を主な目的にしています。子ほめ条例の意義は、常に、地域の大人たちが学校との連携を密にして、子どもたちに温かい心で接しながら見守り、よさを見つけて、積極的にほめることを通して、地域の宝である子どもたちの成長、発達を支援するという人間らしい生き方ができることにあります。

また、子どもたちは、自分のよさを多くの人の前ではめられることによって、ほめられる個性や社会性などを持っている自分に自信や誇りを持つことができます。そして、これからの人生をよりよく生きるための動機ともなり得るのであります。さらに、大人と子どもとの相互信頼に基づいた好まし人間関係が醸成され、地域より深い誇りと愛着を持つことが大いに期待できるからでもあります。学校教育と社会教育が連携し、子どもと大人の心が豊かになる地域ぐるみの青少年健全育成と言えます。

そこで、子どもたちの優れた長所や才能を発見して顕彰する通称子ほめ条例、一般的には児童生徒表彰条例と呼ばれています。学校や地域全体で子どもをほめて育てる試みが、新たなコミュニケーションの形成の視点として注目されていますが、子どもに限らず、大人でもほめられるのはうれしいことであり、誰でもほめられることにより、自信や勇気と意欲がわきます。また、子どもを観察する教師の目が変わった、子どもたちや保護者からも大好評との反響もありま

す。

行政と地域が一体となって、子どもの隠れた長所や才能を見つけ、ほめて伸ばすという人間教育の普及定着として、本市でも子ほめ条例を制定する考えはないか伺います。

次に、住民サービスの充実と向上について質問します。

市長は、平成二十二年度施政方針で、四月二十六日、始良市の初代市長に就任され、初登庁後、職員に對しまして、私は市政運営の理念としている県内で一番暮らしやすいまち始良市の実現のために、真に市民の側に立った市政運営を行い、市民と職員が一緒になって目指していくことを表明したところであります。政治を行うときの根幹をなすものは、人を大事にする姿勢であり、寛容の中に思いやりと敬いの心を合わせ持った精神を保持することであるとの政治理念を持っております。そのため、市民の目線と考え、より質の高いサービスを提供するとともに、市民の参画、協働による市政運営を進めていくことが重要であります。また、柔軟な発想で、市民の皆様によりわかりやすく、少ない経費で最大のサービスを提供できる組織機構の編成や、職員の意識改革を進めてまいりますと述べられました。

そこで、市民の目線に立ち、市民の声を幅広く市政に反映させるための手法として、市民と職員との心の交流が求められています。指宿市では、JR九州の客室乗務員による接客マナーの向上を目指した市職員研修があり、接遇は人と人との交流を深めることと、笑顔、身だしなみ、あいさつ、言葉づかい、身のこなしの接遇五原則を学んでいます。本市でも、市民と笑顔でさわやかな対応を大切にすることを学ぶため、接遇マナー向上の職員研修を実施する考えはな

いか伺います。

「市長笹山義弘君登壇」

○市長（笹山義弘君） 竹下議員の御質問にお答えいたします。

御質問のうち、三問目の未来を担う子どもたちの健やかな育成について御質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

一問目の共生・協働によるまちづくりについての御質問にお答えします。

黄色い旗運動は、高齢化の進展やひとり暮らし高齢者が増加する中、地域住民の安心できる地域にしたいという願いから始まったと言われております。始良市も、高齢化率が五〇%を超える集落が年々ふえていきますので、地域住民の共助力を高める取り組みとしては、素晴らしいと考えております。

この運動は、朝起きたら黄色い旗を玄関先に掲げ、夕方には家の中にしまう。そして、旗がないときは、近隣の住民が安否を確認するという毎日の取り組みと、悪質訪問販売防止の観点から、ひとり暮らし高齢者だけではなく、全世帯での取り組みが必要だと言われております。

そのようなことから、それぞれの集落や地域に居住する住民の理解と盛り上がり、最も大事な事業であると考えております。今後、自治会や校区社会福祉協議会の意見も十分聞きながら、高齢者の見守りや孤独死等の防止の取り組みとして、検討していきたいと考えております。

次に、二問目の農作業事故防止の強化に向けての御質問にお答えいたします。

本市の農作業事故につきましては、実態把握は行っておりません

が、過去の例から、年間、数件程度の農業機械事故が発生しているのではないかと思われれます。

事故防止対策につきましては、かねてから注意を呼びかけておりますが、特に、春と秋の農繁期を農作業事故防止強化月間として設定し、市報等を通じて、広報活動を強化しております。また、今年度は、八月三十日に、市内三カ所で、草払い機とトラクターについて、農業機械事故防止現地研修会を開催したところであります。

また、不幸にも事故を起こしてしまった農家の方を救済するため、市独自で、農業労働者災害共済事業を実施しております。旧加治木町の方にはなじみのある事業ですが、始良地域、蒲生地域の方には、まだまだ浸透していない制度でありますので、これからも機会あるごとに制度の説明を行うなど、加入推進に向けた努力をしたいと考えております。

次に、四問目の住民サービスの充実と向上についての御質問にお答えいたします。

議員、御指摘のとおり、市職員と市民の皆様との心の交流があつて初めて、よりきめ細やかな住民サービスが図れるものと私も考えており、市長就任以来、接遇マナーの向上につきましては、事あるごとに指導しているところであります。来庁される市民の皆様が、気持ちよくその目的を果たされ、笑顔で帰っていただけることが私の願いであり、理想とする市役所の姿であります。

現在、新規採用職員を対象とした接遇研修及び自治研修センターを利用した職員の経験年数ごとの段階的研修を行い、資質の向上を図っておりますが、旧町時代にも実施されておりました一般企業研修の実施を含め、今後、一層の接遇マナー向上に取り組んでいきます。

いと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 三問目の未来を担う子どもたちの健やかな育成についての御質問にお答えいたします。

次代を担う青少年の健全育成は、学校教育の充実を初め、家庭教育や社会教育と連携を図りながら行っていくことが重要であると考えております。その中で、学校や家庭、地域住民が子どもを見守り、よさを発見し、ほめるなど、子どもたちの長所と才能を伸ばすことは、大切であると考えます。

最近、我が国全体では、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘される場所がありますが、鹿児島県には、「人の子も我が子も地域の子」という地域全体で子どもたちを育てるといふ教育風土があります。いわゆる子ほめ条例の制定についての具体的計画はありませんが、地域の子どもは地域で育てるといふ気運を醸成するため、青少年の健全育成を目的とした青少年育成市民会議を立ち上げるなど、すべての市民が子育てに関心を持って、子どもたちに温かい心で接しながら見守り、よさを見つけ、地域の宝である子どもたちの成長、発達を地域全体で支援していく取り組みの推進に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○一番（竹下日出志君） 一番目の共生・協働によるまちづくりについて、再質問いたします。

今後、自治会や校区社会福祉協議会の意見を聞いて取り組みとして検討したいと考えておりますと答弁がありましたので、ここで提言をいたします。

この運動は、高齢者の見守りと孤独死の防止を目的にした地域住民の運動で、毎朝起きたら玄関先に黄色い旗を立てて、夕方にしま

うということとを地域の全世帯で励行し、何か異常があれば、まず近所同士で助け合うという共助の仕組みであります。

黄色い旗運動は、もともと宮崎県延岡市で始められたようですが、これを高齢化率が三割近い国東市の地元ボランティア協会の皆さんが、発展、継承する形で、平成二十年から実施しています。現在、市内七地区で行われ、成果が上がっています。黄色い旗が玄関先にあるか否かで、近隣の人々がお互いに、自然に守り合う中で、ひとり暮らしの高齢世帯が多い地域でも安心感が広がったとのこと。また、この運動を開始して以降、地域内の会話と笑顔がふえたとのこととであります。旗を出し忘れると、家の前を通りかかった小学生が声をかけてきたりするそうで、今までにない地域内のコミュニケーションが生まれているというのです。

黄色い旗は、ひとり暮らしの高齢世帯以外にも、全世帯が掲げることになっています。これは、高齢者のみの世帯だけに旗を掲げると、悪質な訪問販売等のターゲットにもなってしまう等の事情があるからであります。すべての世帯が参加することで、より大きな安心安全効果を得られるのであります。実際、黄色い旗運動を実施した地区の一部では、訪問販売が全くなかったとのこととあります。

ときには、さびしくてだれかと会話したい高齢者が、わざと旗を出さないケースもあつたようです。それで訪問したところ、「私はこの半年間、だれとも会話していません」と告白されたようで、こういう方々を地域が見つけ出し、お互いが助け合う上でも、この運動は予想外の効果をもたらしているのではありません。

この運動を推進している大分県ボランティア協会の会長は、「黄

色い旗運動は、今や高齢者の見守りと孤独死の予防だけでなく、地域のつながりを高め、共助社会を実現する基盤になりつつある。しかも、ボランティアベースで予算がほとんどかからないので、どこでもできるのです」と語っておられますが、全くそのとおりだと思います。

市長は、高齢者の見守りと孤独死の防止だけでなく、地域のつながりを高め、共助社会を実現する基盤になりつつあります黄色い旗運動を住民主体の地域運動として普及、推進する考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君） 共生、協働の社会づくりというのは、これから求められる行動であろうというふうに思います。そういう中であって、地域の方々は地域で守っていくということは、まさにその理念であろうというふうに思います。そういうことを考えましたときに、その方策の一つとして、この運動も研究してまいりたいというふうに考えます。

○一番（竹下日出志君） それでは、次にもう一点。

地域ぐるみで高齢者、子どもや障害者も対象に、見守り支援をする先進地として、埼玉県鳩山町では、地域見守り支援ネットワークが、ことし八月から始まりました。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるようにと、見守りネットの特徴は地域住民とともに民間企業、郵便局、電気・ガス事業者、新聞販売店などにネットワーク構成団体として協力してもらい、高齢者だけでなく、子どもや障害者も見守り対象にしている点であります。

虐待などを未然に防ぐねらいもあります。町と協力に関する覚書を交わした構成団体は、警察署、消防署、町社会福祉協議会、民生

委員、児童委員協議会などの公的機関に加え、地域を巡回する民間企業、郵便局、電気・ガス事業者、新聞販売店、水道事業者などがあります。住民や構成団体の担当者が、日常生活や仕事の中で、新聞や郵便物がたまっていて、昼間でも雨戸が閉まっているなどの気になることがあれば、町へ連絡する。町では、職員が状況を確認し、関係機関と連携し、必要な支援を行います。その上で、構成団体の代表者による会議を開催し、情報交換や支援内容などを協議し、また該当する対象者の支援について、個別ケース検討会議も必要に応じて行われ、継続的に見守りが必要かどうかなどを判断します。必要と判断された人には、災害時要援護者支援制度への登録を進め、大規模災害時の避難誘導や安否確認にもつなげています。スタートして二カ月時点で、通報件数は八月だけで十件、高齢者三件、児童三件、障害者四件であります。そのうち、高齢者に関する一件について、個別ケース検討会議が開かれ、継続して見守りが行われています。

本市でも、高齢者や子ども、障害のある方を見守る対象として、地域住民と民間企業、郵便局、電気・ガス事業者、新聞販売店、市の水道事業者が協力して、仮称「始良市地域見守り支援ネットワーク」を設立し、地域ぐるみで互いに見守ることに取り組み、共生、協働によるまちづくりを推進する考えはないか伺います。

○福祉部長（谷山昭平君） お答えいたします。

今、議員が申し上げられたとおりに、今後の福祉のシステムの推進を図るためには、行政、市民、あるいは福祉団体、各種業者などのネットワークの推進会議等、必要なこととっておりますので、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○一番（竹下日出志君） 次に、農作業事故防止強化に向けて、再質問いたします。

本市の農作業事故について、実態は行っていないませんが、年間数件、農業機械事故が発生していると思われると答弁がありました。また、「市報あいら」を通じて、事故防止の広報活動を行っていますが、一件の死亡事故には、三百件の冷やり体験があると言われていすが、島根県では、農作業中の農業機械の誤操作などで危ない経験をした事例、いわゆるヒヤリ・ハット事例を募集し「農作業ヒヤリ・ハット事例／わが家の安全手帳」の発行や、啓発チラシなどに掲載すると言われていすが、平成二十年には、鹿児島県でも十四人の死亡事故が発生して、全国でも五番目に多い事故数となっております。

今後JAとも連携をとりながら、ヒヤリ・ハット事例を掲載した啓発チラシを発行する考えはないか伺います。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

今、議員のほうが言われましたように、この死亡事故一件に対しましてその数百倍のそういう冷やり、はっとした事例というのはあるようでございますので、農業者を守るといふ観点からも、そういうヒヤリ・ハット運動と言いますか、そういうのを、体験を募集をしてみたいと思っております。時期等につきましては、二月に農政座談会というのがございますので、その座談会のほうで、そういう体験等を皆さんに周知方しながら、募集してみたいと思っております。以上でございます。

○一番（竹下日出志君） 不幸にも事故を起こしてしまった農家の方を救済するために、市独自で農林業労働者災害共済事業を実

施していますが、蒲生地域、始良地域の方にはまだまだ浸透していない制度であります。今後は、農業委員会とも協議、連携しながら加入推進する考えはないか伺います。

○農林水産部長（屋所克郎君） この農林業労働者災害につきましては、始良市となつてから募集したわけでございますが、今、言われますように、加治木地区のほうでは五百―六百近くの方が加入されておられますが、始良、それから蒲生につきましては、まだ浸透がされていないということで、非常に少ない人数でございます。

掛金からしますと、非常にいい制度であると思っておりますので、できるだけたくさんの方に加入をしていただきたいというふうに思っていますので、事あるごとにそういう啓発を行いながら、加入促進を図ってまいります。

○一番（竹下日出志君） 三点目の未来を担う子どもたちの健全やかな育成について、再質問をいたします。

現在、県内では、長島町、志布志町で子ほめ条例を制定しています。調査されましたか、伺います。

○教育長（小倉寛恒君） 志布志市と、それから長島町はつい最近ですね、制定されたというのは聞いております。また、志布志市の条例はネットで見ております。

○一番（竹下日出志君） 今後、青少年育成市民会議を立ち上げると答弁がありました。先進地の事例も参考にしながら、地域の宝である子どもの成長、発達を地域全体で支援していく取り組みとして、子ほめ条例を推進する考えはないか伺います。

○教育長（小倉寛恒君） 志布志市のいわゆる子ほめ条例、その

目的を見ますと、やはり子どもたちの個性や能力を発見し、それを表彰することによって子どもたちの健全な育成を図っていくと、そういうことが趣旨にあるようでございます。それによって、その子どもたちの意欲が高まり、あるいは地域社会全体で子どもたちを育てるといふ気運が高まる。そういうことで、それはそれとして大変素晴らしいことだと思います。

その子ほめ条例を否定するというのではなくて、始良市としましては、まだこれは構想の段階で、具体的な作業に着手しているわけではございませんけれども、やはり教育の究極の目的は自立にあるわけでございます。始良市の子どもたちが、しっかりと自立した人間に成長していくように、学校はもとより家庭、地域社会、そして事業体、それぞれが果たすべき役割と責任を持って、この子育てに関心を持って、そして取り組めるような、そういったいわゆる子育て条例というものを、形式としては訓示的な理念条例になるかもしれないけれども、そういった取り組みを図っていきいたいということ。

この子ほめ条例は、そういった意味で、愛情を持って子どもたちに接するという意味では、基本的な理念は一緒なんでありますけれども、もっと包括的などいいますか、総合的な条例というものを今、考えているところでございます。

○一番（竹下日出志君） ただいまの教育長の答弁によりまして、本当に大きな視野で子どもたちを育てる条例を制定されるように要請しておきたいと思えます。

次に、住民サービスの充実と向上について再質問をいたします。来庁される市民の皆様が、気持ちよくその目的を果たされ、笑顔

で帰っていただけることが、市長の願いでもあり、理想する市役所の姿でありますと答弁がありました。先日、私に電話がありました。市役所に行ったら、窓口の対応に不愉快な思いをされたとの話でありました。今後、このようなことがないように、市民の皆様が気持ち良く笑顔で帰っていただけるよう改善させますと対応しました。

市長は、始良市ホームページの市民提言箱で、市職員の接遇態度や服装等について、来庁されるお客様を不愉快にさせないように、言葉遣いや接客態度、勤務中の身だしなみ等、注意するようとの御指摘が数件寄せられましたと掲載されていますが、ホームページを見ておられますか。また、市民提言箱に意見がありましたこと、どのように考えておられるか伺います。

○市長（笹山義弘君） 私どもの立場は、全体の奉仕者として住民の皆様はその仕事、職責を通じてお返しをするというか、奉仕をする立場であろうというふうに思います。そういうことを考えまして、常々、若い職員を手始めといたしまして、本庁舎、そして加治木庁舎、蒲生庁舎で、移動市長室等の折に、六人から八人の職員を集めまして、市長面談をしているところでございます。その中で、接遇、あいさつ、そして、その電話の応対等々について、きめ細やかな指導をしているところであります。

そういう中で、いろいろと市職員からも意見をもらっておりますけれども、私といたしましては、全体として、市の職員の応対は以前より良くなったという、お褒めの言葉もいただいているところであります。

それを励みといたしまして、今後とも全職員が一丸となって、市民全体の奉仕者であるという認識を持って、今後とも、そういう接

遇という点等について、特に心を配って進めてもらいたいというふうに考えております。

○一 番（竹下日出志君） 指宿市では全職員を対象に、接遇マナー向上を目指した市職員研修を実施し笑顔・身だしなみ・あいさつ・言葉遣い・身のこなし・接遇5原則を学んでいます。本市でも全職員へ、市民と笑顔でさわやかな対応を大切にする心を学ぶため、接遇マナー向上の職員研修を実施する考えはないか伺います。

○総務部長（前畠利春君） 市長の答弁の中で、旧町時代実施されておりました一般企業への研修の実施ということで、合併の本年については、なかなかそういう余裕がございませんで、そのような機会を設けることはできませんでしたが、来年度以降につきましては、鹿児島市内のデパート、あるいは始良市内のデパート等に接遇の研修を含めた形で、職員の研修を実施したいというふうに考えております。具体的には今後、詰めていきたいというふうに考えております。

○一 番（竹下日出志君） 最後、市長にお伺いいたします。市長就任以来、全職員と会って対話をされましたか。市長は接遇マナー向上については、ことあるごとに指導しているところであります。全職員に「来庁される市民の皆様が気持ちよく目的を果たされ、笑顔で帰っていただくことが、私の願いであり」と答弁されております。

今後、全職員と会って対話する中で、市長の思い、心が職員に伝わり接遇マナーの向上や、職務への意欲も向上すると思われ。市職員全員と対話する考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君） 市全体組織でございますので、そのそれ

それに責任の所在があるわけですが、要は接遇を含めて、市の職員の一人ひとりの、やはり意識の持ち方だと思います。そういう意味で、意識をしっかりと持たせるということについては今後とも努めてまいります。

また、先ほど申し上げたように、年齢の若い順にずうっと面談をしておりますので、これが実施、今後ともいたしますので、恐らく、そういう意味で全職員ともできるというふうと考えているところがあります。

○議長（兼田勝久君） これで、竹下日出志議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 二時五十六分休憩

午後 三時 十一分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、二二番、新福愛子議員の発言を許します。

〔二二番新福愛子君登壇〕

○二二番（新福愛子君） 皆様こんにちは、お疲れ様でございます。

私は先に通告いたしました、四つの項目について質問いたします。初めに、今国会において二十六日に可決成立した補正予算の中に、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの三種類のワクチンに対する公費助成のもととなる仮称「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」が盛り込まれておりま

す。

今回の予算措置は、予防接種法に位置づけるまでの二十二年度、二十三年度の二年間に対応するものですが、ワクチンの有効性の高さを評価し、全国的に自治体独自で公費助成を実施する市町村がふえてきております。

六月議会におきましても、私を始め複数の議員から、始良市におけるワクチン接種公費助成の必要性を訴える質問がなされております。

また、今十二月定例会に子どもの命と健康を守るワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン接種への公費助成を求める陳情書が提出されております。本市の対応を再度お尋ねいたします。

次に、項目二、特別支援教育について、要旨一、平成二十年九月に障害のある児童及び生徒のための教科書特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。これを機に、平成二十一年九月より財団法人日本障害者リハビリテーション協会がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することでテキストの文字に音声をシンクロさせて読むことを可能にした「マルチメディアデイジー版教科書」通称「デイジー教科書」、デジタル教科書とも言います、の提供が始まりました。

現在、文部科学省の調査研究事業の対象となっておりませんが、活用した保護者などから、学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デイジー教科書の普及推進への期待が高まっております。本市において学習障害（LD）など、発達障害のある児童・生徒のた

めにデージー教科書を研究し、導入する考えはないかお尋ねいたします。

次に、要旨二、発達障害のある児童・生徒には安定した環境が不可欠であると言われております。本市において指導教員などの適正配置がなされているかお尋ねいたします。

続いて要旨三、外部環境となる一緒に過ごす児童・生徒や保護者に対して、発達障害に関する正しい認識と理解の輪を広げることが必要と考えますが、そのためにどのような取り組みがなされているのかお尋ねいたします。

引き続き、項目三、全国の女性農業委員は千七百六十七名で、全委員に対する割合は四・八五%となっております。

ことし三月に食料・農業・農村基金計画で、女性農業委員の登用増への目標設定が明記されたのを受け、農水省はこの八月に、一つ、次期改選までに女性委員のいない農業委員会を解消する。二つ、二〇一五年三月までに複数の女性委員を選出することの二件を目標に掲げました。女性の地位向上を目指す始良市における女性農業委員の登用に対する取り組みをお尋ねいたします。

最後に、項目四、北朝鮮拉致被害者の家族七名の皆様が、十月三十日から十一月二日にかけて、問題解決を目指す国際会議に出席するために、韓国を訪問されました。

家族の皆様が、北朝鮮まで約六キロの地点でバスを降り、「必ず助けるからな、希望をすてるなよ」「もう少しだから頑張るんだよ、待ってるからね」とのメッセージをつけた風船を飛ばされた様子が新聞に掲載されておりました。

被害者の御家族がお住まいになる新市始良市として、始良町時代

の支援をさらに広げ、同じ市民として、拉致被害者家族を支え、被害者救済に向けた声を発信する始良市としての取り組みを考えられないかをお尋ねします。

以上で壇上からの質問を終わります。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 新福議員の御質問にお答えいたします。

御質問のうち、二問目の特別支援教育についての御質問につきましては、教育委員会の方で答弁いたします。

一問目のワクチンに対する公費助成についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、子宮頸がん等ワクチンの接種促進を目的として、国会においても補正予算が成立したようではありますが、始良市といたしましては、近隣市町の状況や各種助成事業の優先度を勘案しながら、平成二十三年度に向けて準備を進めているところであり、今回の国の補正に伴う平成二十二年度中での実施については考えておりません。

次に、三問目の女性農業員の登用についての御質問にお答えいたします。

鹿児島県においては、平成九年九月に鹿児島県女性農業委員の会が立ち上げられ、その組織化が進む中、ことしの三月女性農業委員活動推進シンポジウムの中で、全国組織の設立に向けて検討することが決議されたと聞いております。本市におきましては、議会推薦枠の中で御配慮をいただいているところであります。

また、始良市では女性の地位向上も含む男女共同参画推進を掲げており、現在、新市での本計画を策定するための意識調査を実施し、

内容について分析中であり、その結果等をもとに、男女共同参画プランの中で農業委員のみならず、女性の役職員の登用について、具体的な目標数値を掲げたいと考えております。

次に、四問目の北朝鮮拉致被害者家族の支援についての御質問にお答えいたします。

本市には、拉致被害者の一人である増元のみ子さんの御家族がいらっしゃいます。一日も早く北朝鮮から救出し、拉致問題解決を目指す市の取り組みとして、公共施設内における啓発ポスター掲示やパンフレットの設置を行い、また拉致被害者の生存を信じ、絶対に救出するとの意思表示であるブルーリボンの着用運動を行ってまいります。

今年度の大きな取り組みとして、来年の一月二十六日に日本政府、鹿児島県、始良市、鹿屋市、鹿児島市主催による「拉致問題を考える国民の集い in 鹿児島」をかごしま県民交流センターにおいて開催することになっております。

拉致被害者の救出に向けた世論を盛り上げ、多くの市民の皆様にご理解と御参加をいただくために、十二月の市報にこの集会の開催内容を掲載するとともに、引き続き公共施設内でのポスター掲示及びリーフレットの設置や、秋祭りなどのイベントでの広報つきのポケットティッシュ配布等を行っております。

拉致被害の皆様が一日も早く帰国できますようお願いながら、今後、国・県と一体となった取り組みを行ってまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 二問目の、特別支援教育についての一点目の御質問にお答えいたします。

学校で使用する教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用

図書の無償に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、児童生徒に無償給付されております。

また、通常学級に在籍する障害のある児童生徒につきましては、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律に基づいて、教科用拡大図書、教科用点字図書、その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材などの、教科用特定教科書を給付しております。

お尋ねのマルチメディアデジタル版教科書の導入につきましては、現在、文部科学省の調査研究事業の対象となっておりことから、その推移を見守っていきたいと考えております。

二点目の御質問についてお答えいたします。

公立小・中学校の教員の配置につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて、任命権者である鹿児島県教育委員会が行っております。市教育委員会としては、特別支援教育の充実が図られよう、教員の適正配置について要望に努めているところであります。

三点目の御質問についてお答えいたします。  
学校におきましては、人権教育において、自分の大切さと他の人の大切さを認める教育を推進することで、発達障害や障害者に対する理解、社会的支援や介助、福祉の問題などに関する学習を深めているところであります。

また、教職員につきましても、特別支援教育に関する各種校外研修や校内研修において、発達障害に対する正しい理解と認識を深めるようにしております。

市教育委員会としましても、障害のある子どもを持つ親の会であ

る「一步の会」にも、要請により指導主事を派遣し、連携を深めるようにしております。

また、市特別支援教育研修会を実施したり、特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育支援員の研修の機会として、特別支援教育も教科等部会の一つとして位置付け、研修を行ったりするなど、特別支援教育の充実に努めております。

以上で、答弁を終わります。

○二二番（新福愛子君） それでは、通告に沿いまして再質問をさせていただきます。

初めに、ワクチン関係から進めさせていただきます。

子宮頸がんワクチンというのが接種対象が中学一年生、十三歳相当から高校一年生、十六歳相当が対象になっていくようになってございます。そしてまた、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンというのは〇歳から四歳児を対象に考えていかれるようになってございます。

それぞれ、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌は同じ対象でございますので、それぞれ対象者となる人数が、始良市では何名ぐらいいらっしゃって、また、そのワクチン接種実現のために、公費助成実現のために、市としてはどの程度の予算を積算として見込んでおられるのか。以上、二点お願いいたします。

○市民生活部長（池山史郎君） お答えいたします。

まず、子宮頸がんワクチンでございますけれども、対象者が千五百四十五人で、これは一〇〇％接種とするとしましたら七千四百十六万円と算出しております。

それから、ヒブワクチンでございますけれども、まず、乳幼児の

関係でございますが、これは全部で千二百八十名となっております。これを全額助成の場合は九百三十九万円でございます。それと六十五歳以上でございますけれども、対象者が一千四百六十四人これを一〇〇％一万円助成した場合は一億四百六十四万円でございます。以上でございます。

○二二番（新福愛子君） これは、確か国が国庫負担のほうが二分の一ということだと思っておりますが、これは全額始良市で考えた場合でしょうか、半分国からくると二分の一というような考え方でいいのでしょうか。

○市民生活部長（池山史郎君） 担当課長に答弁させます。

○市民生活部健康増進課長（小田原優君） 健康増進課の小田原でございます。

今、質問がありましたように、ヒブワクチンにつきましては、一応全額補助というふうで部長のほうは答えましたが、議員が言われますように、地方のほうが二分の一国が二分の一で、この半分になります。一応試算として全額した場合の計算をしております。

以上であります。

○二二番（新福愛子君） いずれにいたしましても、ようやくこういう形が見えてまいりました。ヒブワクチンにしても肺炎球菌ワクチン小児用ですね、これは高齢者用も含むんですけれども、本当に長い間、先輩議員も何回も質問されながら、やはり予防医学に立つべきだということで、日本は世界の中でもワクチン後進国と言われております。ようやく世界の流れに乗って行き始めたんだなということを実感できまして、大変うれしく思っているところでございます。

さて、御答弁の中に、本市では二十二年度では実施せず、二十三年度に向けて準備をといた御答弁になっておりますが、二十二年、二十三年と数カ月になるんですけれども、この近隣市町村の状況を勘案してということですが、鹿児島県内の近隣市町村の状況は具体的にどのような状況になっておりますでしょうか。

○市民生活部健康増進課長（小田原優君） 今手元に入っている情報では、県内の市町村のうち、大きな鹿児島市につきましては補正で組んでるようですが、ほとんどの市町村では補正では実施しないようであります。

以上であります。

○二二番（新福愛子君） 伊佐市などは、もうヒブワクチンなども実施されておりますので、ただし今の状況は、県内の状況はよく理解できました。

この厚生科学審議会感染症分化学会予防接種部会の会長も、このワクチンの予防接種にしましては、早期に定期接種をするべきだということ、その意見書を出しておられます。また、これは、先日二十八日の新聞ですけれども、鹿児島大学も鹿児島市内では三歳以下のヒブワクチンの接種率が、二〇〇八年十二月の開始以降六割を超え、全県でも三割程度と推定されているということで、このワクチンの効果が非常に出てきている。〇一年から〇九年の九年間に毎年十人前後、計八十人だったところが、ことしは二十五日現在で四人ということ、二〇〇〇年の経過をもう少し分析する必要はあるけれども、確かにこのヒブワクチンには、子どもを救っていくその効果が大きいというような調査結果も、新聞のほうに掲載されています。

私たち公明党といたしましては、このワクチンの接種、公費助成に対しまして粘り強く推進をしてまいりました。そして、この数日前に子宮頸がん予防法案というものを提出させていただきました。女性特有のがんであり、ワクチン接種と健診で予防できる唯一予防できるがんだというふうに言われております。

この法案の柱は二つございます。

まず一つは、予防検診として細胞診とHPV検診の併用を明記しております。そして、この二つの検査で、全部のがん病変をほぼ一〇〇%発見できると、特に検診が必要な年齢については、全額国庫で補助するべきだという点を盛り込んでおります。

もう一つは、予防ワクチンが思春期前後に有効なことを踏まえまして、特定年齢十二歳を想定しておられるようですが、接種は全額国庫補助を明記、必要経費は来年度で約五百五十億、この予算があれば全部、全額国庫補助でできるということも明確に同法案の中に盛り込ませていただいております。

また、日本のがん検診受診率は、欧米の七割から八割程度に比べ、二割前後と大変低くなっております。しかし、この法案が成立すれば周知徹底が広がり、検診の受診率向上にも弾みがつくというふう言われております。さらに、増え続ける医療費を抑制する観点からも、期待が大きいと言えます。例えば、十二歳の女性へのワクチンの一斉に国の負担でした場合、必要な経費は二百十億円と言われるかもしれませんが、罹患者を減らすことで節約できる医療費は約四百億円に上るとの試算も出ております。私たちは、これまで乳がん、子宮頸がん検診無料クーポンを実現し、子宮頸がん予防ワクチンの早期承認を粘り強く推進してまいりました。

先ほどは、市町村が二分の一負担をするという前提のもとで、当局のほうから御答弁いただきましたが、私たちはこの同法案の中で、一〇〇%国庫負担で、国がしっかりとこは見るべきだということ盛り込んでおります。必ず法案が通るように、さらに力を尽くしていく決意でございます。

この法案は、女性の命と健康を守る人道的な内容となっております。与野党の垣根を越えて、そして、あらゆるイデオロギーも越えて、一刻も早い成立を目指してまいりたいと考えております。私も県・国に通じるネットワーク政党の議員として、全国どこにいても平等な保健予防が実施されるよう、これからも力を尽くしてまいります。

鹿児島県で一番暮らしやすい町を目指す始良市としても、最善の受け入れ態勢を築き、二十三年度の実施に向けて、三つのワクチンの公費助成が必ず実現していただくことを確認したいと思いますが、市長、大丈夫でございますでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 今、実計の作業中でございますが、その中で二十三年度に向けて準備を進めているところでございます。先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

ただ、いろいろとこの学説等についても、いろいろあるというふうにも聞いております。その辺のところ、今、確認作業をさせているところでございます。その辺が確認取れましたら、しっかりと対応していきたいというふうに考えます。

○二三番（新福愛子君） 前の質問でも私も申し上げたんですが、やはり正しい認識をしていただくために、親子で学習会を開いていただくなり、そういったことも必要ではないかなというふうに思っ

ております。

このワクチンの安全性に対しましては、先ほど御紹介いたしました厚生科学審議会の感染症分化学会の予防接種部会長の加藤先生も、これは有効性が高いと、問題はないというふうに、この意見書の中でも明記されております。

その学習を進める中で、やはり不安だと思われる方は、接種をされなくてもいいのではないかと思っております。その分しっかりと正しく認識をしていただく、そういった学習と啓発の場を、市としてもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） 議員仰せのとおり、これにつきましては、それぞれ受けられる方の接種の状況によつて対応しなければならぬと思います。そのためには、その受けられる方々に対して、明確な知識を持つていただくために広報紙等、チラシ等を作つて接種に向けて努力していきたいと思っております。

以上です。

○二三番（新福愛子君） 期待しております。私も推移をしっかりと見守つてまいりたいと思っております。

それでは、二つ目の項目に入つてまいります。特別支援教育について、再質問をさせていただきます。

このデジタル教科書というのが、なかなか私も実は質問させていただきながら自分も見ることがないのです。ただ、インターネットなどで引くと、非常に今の時代にあった、また、この障害の内容にあった、非常にこの科学の進歩が子どもの幸福をもたらす、そうい

ったこのデイジー教科書というふうになっております。

京都のほうで、この実際これを導入されている伏見区の伏見住吉小学校の事例が新聞に掲載されておりました。この授業を市の教育委員会の皆様と共に、私たちの同僚議員も視察に行っているわけですが、左右を反転させた文字、鏡文字に見えるなど、通常の読み書きを行うことが難しいそうです。教科書の内容を電子化したデイジー教科書では、パソコン画面に大きさを変えられたり、文字で文章を表示したり、音声で再生したり、音声に対応する箇所を違う色で目立たせたり、児童の読む負担を軽くし、理解を助けるそうです。

この指導に当たる村上先生がおっしゃるには、「漢字は随分読めるようになり、音読も上達いたしました。クラスでは皆の前で話すほど自信がついております」と子どもたちの習熟の度合いを見ながら、効果を強調されているようでございます。この小学校では、十六人の児童が通級指導教室に通っており、家庭学習にもデイジー教科書を活用しているそうです。

市の教育委員会は市としても、先進的な取り組みを進めたいところの京都市ですね、大変意欲的な取り組みをこれからも進めていかれるようです。ただ、ここには、やはり教員、しっかりとその教育を受けた指導教員が必要だということを指摘もされております。

また、私たちもこの議会において、請願であるとか、陳情、そしてまた意見書などを国のほうに提出していくわけですが、この全国市議会旬報というのを私たちは定期的にいただいております。定期的に、その月の定例会の意見書、決議書の数が掲載されております。

この六月の定例会に、このデイジー教科書の普及促進を要望する意見書が、なんと一気に四十九出ているようです。これはこれからの課題であると、ただし、そのやっぱり予算がかなり掛かっていくようございますね。時間と費用がかさむということ。それから、まだまだこの開発にボランティア頼みであるという、いろいろな問題もあるようございます。始良市としても推移を見守っていくというふうな御答弁でありましたけれども、確かに効果はあるということ、いろいろな情報から入ってくるところでございます。

さて、先生方の勤務体制について、ちょっとお伺いいたします。

特別支援教室が始良市の中に何校あり、また、教員が何人配置されているのか、そこら辺の人的なこと、数的なことを、まず確認させていただけませんか。

○教育長（小倉寛恒君） いわゆる通常学校における特別支援学級につきましては、小学校で十七学級、児童が五十二名、中学校で六学級、二十二名、合計二十三学級、七十四名が在籍しております。

○二三番（新福愛子君） この学習障害であるとか、こういった発達障害のお子さんというのは、必ずその一クラスに、必ず何人かいるというふうに言われております。

私たちが小さいころもそういう、現代になって出てきた病気ではなくて周知されて認識されてのことだと思いますが、私たちが小さいころもそういった子どもたちがいたのかもしれませんが、今、特にそういった子どもたちがふえているというようなことも気になる状況としてあります。

特に、A D H DとかL Dとか、こういったアスペルガーの自閉症

の子たちとかいうのは、非常に環境の変化のこだわりがとても強いので、常にこうあるという状況の中での思考回路というのが非常にあらわれるようで、ちよつとした変化、例えば、あるお子さんは、自分がいつも行くスーパーにお気に入りの商品があつて、きちつとそこに陳列されている、それが全部画像となつての御自分のこだわりである、で、お店の模様替えがあつたりすると、もうそこでパニックになつてしまふ、ていようなお子さんもいらつしやるようです。

また、これは私も友人から聞いた話なんですが、そういった障害を持つておられる方と会う約束をしたと、何時にどこで駅でね、ということ待ち合わせをしてただけだけでも、自分が割と早く着いたので、余裕を持つて着いたら既にそのお約束したお友達も駅に着いていた。時間は早いけれども、もう来ているんだつたらと思つて、ポンと肩をたたいた瞬間に、そのお友達は何時につていうお約束の回路があるもんですから、その時間と違つたということ、もうそこでパニックになつて、もう、とてもその場合は、お約束どおりお食事をしたりとか、そういうこともできずに、あの本当にこういった発達障害というのは、接し方を間違ふと本人も大変ですし、また、周りも大変な思いをするんだという事例として、私も聞かせていただいたことがあります。

この先生方の勤務状態ですが、どのような勤務状態になつておられますのでしょうか。一人の先生が、学校があるときはずっと変わらずに、お一人の先生が子どもたちに接していただけてるような状態にあるのでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 特別支援学級においては、通常の勤務

時間の中で子どもたちに接し、指導しているところでございます。

通常学級の中で、その子どもたちがその障害を持つ子どもが学ぶ場合には、特別支援教育支援員というものを配置しておりますので、その支援員が、始終その子と共に学ぶという体制をとつておるところでございます。

○二三番（新福愛子君） その支援員の先生について、もう一方聞かせていただきたいんですが、私、聞くところによりますと、何日勤務とか、予算の都合だと思ふんですけども、フルに勤務がでない、子どもたちときつちり向き合いたいんだけど、そういった規定もあつたり、また予算の関係もあつて、しっかりと向き合えないんだつていふようなお話も聞いたことがあるんですが、教育長、現状としては実際どうなんでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 勤務は特別支援教育支援員の場合は、十四日勤務ということになっております。ただ、いわゆる肢体不自由ですね、そういった子どもの場合には複数配置して、その切れ目がないよう形で体制をとつております。

ただ、通常のLDとかADHD、高機能自閉症、そういった傾向の子どもたちについては十四日勤務で、あとはほかの教職員がカバーすると、そういう体制でとつております。

○二三番（新福愛子君） 同じ方がずっとということ、物理的にも無理なかもしれないけれども、できるだけまだまだ教育の予算の分野でも、こういったところにきめ細やかな予算配分がなされていふような現状があるように聞いております。今後の課題かと思つております。

次に、今度は保護者の声から、先ほども「一歩の会」のお話を答

弁の中にもしていただきましたけれども、保護者の皆さんで語る会を作っておられます。そこで、いろいろな思いを語り合ったり、課題を出しあったりしながら、この発達障害に対する自分たちもずっと子どもたちと向き合っていくわけですが、とにかくやっぱり励ましていく仲間が必要だということで、こういった会も始良地域でもあるように伺っております。

ただそのお母様方の声の中で、非常にせつない思いをしたのが、まだまだ子どもがいる子どもたちの間、それから保護者も含めて、なかなかこの発達障害、LDとか、ADHDとか、自閉症とかに関して、なかなか正しい認識をもってもらってなくて、お母さん方のしつけが悪いんじゃないのって、なんでお宅の子ああられるの、とか心ない言葉。だんだん私たちも、そういったものは学んでいくんですけれども、人権の部分で啓発をしていくというような御答弁がございましたけれども、私はあえてLDと言うのは、ADHDと言うのは、自閉症と言うのはということ、やはり子どもたちにも発達にあわせて、説明をしていってあげたほうがいいのではないかなってというふうに思っております。

私も次男が特別支援学級に行く子どもさん達と、小学校を六年間を一緒にいたしました。ちょっと対応が悪くて、ほうきで殴られたこともありました。よくよく後々考えてみると、やはりそういった扱いというか、対応の仕方というのを、正しく子どもたちも学んでいたら、本当に子どもたちも、もっと仲良く、ともに暮らしていく旧友として、いけたんではないかなと、また保護者の皆様にも、こういうことをきちんとしていただく、認識していただく場というのを、大まかな人権というのも大切だと思いますけれども、

具体性をもった学習の場というのを、やはり教育委員会でも検討していかなるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君）　　こういうADHDとか、あるいは高機能自閉症だとか、LDこういった発達障害につきましては、本当に近年学問的には確立してきておるところでございます、学校の教職員自体の中でも認識がまだそんなに深くないところもございません。

それで、今この発達障害に対する認識をいかに深めるかということが、教職員も学校外での研修だとか、あるいは校内の研修に特別支援学校の教諭を呼んで、研修を行ったり、そういう段階を進めているところでございます。

人権教育ということではなくて、やっぱり障害者全般に対するそういう人権教育というのがあるでしょうけれど、こういった発達障害については学問的に、しっかりと、やっぱり理解をもつということが一番大切なことありますので、これもさらに、また今後徹底していくという段階であるというふうに、今考えております。

○二三番（新福愛子君）　　この点も推移を見守っていきたいと思います。

市政方針の中に、六月に提出されました市政方針の中に「心豊かな生き甲斐ある人づくり・まちづくり」という欄がございまして、コーナーがあります。その中に教育目標の二つ目に「それぞれに備わった能力を伸ばし、社会で自立できる力をはぐくむ教育の推進」とあります。個々の状況を見極めながら、特別支援教育にはこのことが最も必要なことと考えます。

教育は、始良市の金看板であると認識しております。デイジー教

科書の研究や、教員の適正配置、また学んでいただくこと、障害に対する正しい周知など、障害のある子どもたちにとって、さらなる支援の拡充が進むことを期待いたしまして、次の女性農業委員の問題に移らせていただきます。

私は、この五月に議会推薦をいただきました農業委員の委員となりました。半年が過ぎました。その間、九月に平成二十二年度鹿児島県女性農業委員研修、また今月十六日に農山漁村パートナーシップ推進研修会と、農山漁村男女共同参画推進セミナーに出席させていただきました。

男女共同参画社会基本法が平成十一年に制定された一カ月後に、食料・農業・農村基本法が制定され、その第二十六条に「国は男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であること」にかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意志によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする」というふうになっております。

この研修では、本当にすごい熱気で、両方とも女性パワーが炸裂いたしました。もう終始圧倒された二つの勉強会でした。その中では、経営参画は、社会参画は、現在の状況で十分ですか、政府の目標、社会のあらゆる分野において二〇二〇年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも三〇%程度になっていますが、皆さんの町ではどう取り組みますか、あとに続く女性や将来の自分にとって、もっとやっていかなければならないことはなんでしょう。よりよい農業・農村にしていくためには、何をしていけばよいでしょうなどなど、他意見もすごかったですし、自信にあふれた、

本場に現場でたたき上げたこの女性たちの熱気あふれる学習会に参加させていただき、本当に感謝しております。

さて始良市の農業就業人口における女性の割合というのは、どのぐらいあるものでしょうか。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

ちよつと古いんですが、センサスの数字によりますと、農業従事者が二千六百一名おられます。このうち女性の方が千二百十名でございます。パーセントで申しますと四六・五%になります。

○二三番（新福愛子君） ありがとうございます。ということは、約半々に近い割合で女性も農業に参画していらつしやる、就業していらつしやるという現実が見えます。

しかし、なかなか国のほうでも、まだまだパーセントが少ないんですけれども、なぜ女性農業委員が、特に、始良市では公選という形で農業委員の女性参画が進んでおりますけれども、公選という形でなかなか名乗りをあげられない、その要因はどんなところにあるのか、御意見を少しお聞かせください。

○農業委員会事務局長（蔵町芳郎君） 先ほどの回答で、本年度三月に農業委員会ができて、推薦枠においてお二人の農業委員の方が議会から推薦されたわけですが、現状といたしましては、始良、伊佐で現在十二名の女性委員がいらつしやいます。霧島市が四名、これは公選で四名出ていらつしやいます。伊佐市が三名いらつしやいますが、そのうち公選が二名、湧水が三名、そのうち公選が二名いらつしやいます。まあ、本町は推薦枠で二名ということで、始良、伊佐地区では十二名いらつしやいます。各現在までの女性農業委員の方の選任について、いろいろ霧島市さんやら、ことある

ごとに話をしてみますと、まず、なかなかお父さんを差し置いて出れないと、まあ、そういうことですね。一緒に農業をされておいて。

その関係で、初めはやはり推薦枠において推薦をいただいて、農業委員の仕事、活動内容を十分に理解していただいて、徐々に慣れていただくというか、興味をもっていただくと、そういう形をとれば、今私が申し上げましたとおり、始良、伊佐地区で霧島市さんが四名いらっしゃいますが、この方も随時公選で出られる状況になったということで、まあ、女性が出れる、我こそはというような、出れるような環境作りを、新福議員もいらっしゃいますが、今回推薦で二名農業委員の方がいらっしゃいますが、まあ、そのようなふうで事務局と力をあわせながら、そういう仕事の内容について、女性の方々に知っていただくと、そのような環境づくりを進めていけばよろしいかと考えております。

以上です。

○二二番（新福愛子君） ありがとうございます。確かに今、局長がおっしゃいましたように地域の慣習であるとか、登用体制の未整備、はたまた女性自身に気兼ねがある、そしてまた家族の抵抗も強い、そういったことは背景にあるようでございます。

ただ、これは農業委員に限らず、女性が社会に参画していこうとするときには、必ず、こう立ちはだかる壁でございます。

これは、これからの始良市における男女共同参画の社会の実現のためにも、どうしても全町を挙げて取り組んでいかなければいけないのではないかなと思っております。御答弁にも、女性農業委員のみならず、女性の役職委員の登用については、具体的な目標数値を掲げて進めていきたいというふうな御答弁をいただいております。

一応確認ですけれども、こういった調整をしていく部署というのはどこになるんでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 始良市において、男女共同参画を推進している部署としては、企画部の企画制作課が所管しております。

○二二番（新福愛子君） ということは、例えば数値目標をこのぐらいに皆さんで決められるわけですよね、具体的にどのような人選をされていますかとか、そういった部分にも介入していける企画調整の部門がそこにあるというふうに理解していてもよろしいんでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 今、議員の申された数値目標等は、現在男女共同参画推進に関する基本的な計画というのを計画しております。その中で数値目標を掲げることにしております。

現在は、旧町時代では加治木町が二七・九、始良町では二四・二、蒲生町ではちよつと集計がしてございませんですが二〇に到達しておりません。そういうことで、この数値に関しては、審議会等で一応もんでいただいて、始良市にふさわしい数値というのを設定して、それを各審議会等にお願するという形で、男女共同参画を推進してまいる考えでございます。

○二二番（新福愛子君） 幸い始良市には、合併前の加治木町で制定された男女共同参画推進条例というのも、新市におきましても制定されております。しっかりとこのように根拠法も定まっているわけでございます。

おかげさまでこの農業委員会につきましては、会長もこの議会の中にいらっしゃるんですけれども、この女性の農業委員を何とか誕

生させようという機運が、しっかりと根づいておりまして、男性委員の皆様の理解も大変に高いところでございます。

私も、本当に大胆な提案かもしれませんが、できましたら、まず、議会推薦枠を利用いたしまして、合併前のそれぞれの始良、蒲生、加治木それぞれの地区から、お一人ずつの女性を一気に三名誕生させたらどうかというふうに願っております。やはり、そういったところに女性を参画させて、県とか国とかの女性のネットワークに参画していかないことには、始良市は農業も大切な金看板を掲げております。そういった意味で女性の参画を、大いに望んでいるところでございます。

この女性農業委員の誕生を確認する意味で、市長の決意をお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 先ほど企画部長が答弁しましたように、今後目標値を定めまして、それぞれの審議会等にもお願いをしたいと思いますというふうに考えております。

○二三番（新福愛子君） それでは、最後の拉致被害者支援についての質問に移らせていただきます。

本日は、増元るみ子さんのお姉さまである平野文子さん、そして、また事務局長さん、そして、るみ子さんの母校である鹿児島女子高のほうでも支援の組織があるようで、その会長をしていらっしゃる橋口先生も同行して、きょうは傍聴をされております。

二十三日、私は本当にまさか朝鮮半島において、こんな緊迫した状況が発生するとも知らずに、今回この拉致被害者の質問を通告させていたただいていたわけでございます。この始良ニュータウンに在住されている増元るみ子さんの御家族に対して、同じ市民となった

私たちが事件の未解決に対し、その痛みを分かち、寄り添うことが今こそ大切ではないかとの素朴な思いからの質問でした。

まず初めに、本当にもう事件からかなりの年数が過ぎ去っておりますが、事件の概要について、市長はどのように認識されておられますでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 今、議員がおっしゃっていた市川修一さんと増元るみ子さんの事件につきましては、その後、国より発表がありましたところによりまして、昭和五十三年の八月十二日に、現在の日置市の吹上浜において、自家用車を残したまま北朝鮮の工作員に拉致されたということが発表されたところでございます。事件から、ですから三十二年が経過しているということであろうというふうに思います。

○二三番（新福愛子君） そのようなことで、今もう三十二年過ぎております。しかし、この鹿児島の増元るみ子さん、市川修一さんこのお二人のカップルだけが、まだふるさとに帰って来ていらっしゃいません。増元るみ子さんは昭和二十八年の十一月一日、今日の一日に五十七歳のお誕生日を迎えられたように伺っております。

市長をはじめ、当局の皆様も同世代の年代の方が数多くいらっしゃるのではないかなと、そういった意味で同世代の人間としても、痛みを持ってこの事件を認識していらっしゃるのではないかなというふうに、私自身は思っております。

さて、合併前の始良町議会におきましては、平成十八年六月に北朝鮮による鹿児島県拉致被害者の救出を支援する始良町議会の会が発足しており、全議員にブルーリボンバッジが配布されるなど、支援の核となる組織も立ち上がり、署名活動など活発な支援活動がな

されていたようでございます。

九月議会におきまして、私たち始良市議会は議員発議ということで、非核平和都市宣言を制定させていただきました。この拉致問題もこの宣言に守られるべきことではないかというふうにも思っております。

合併とともに休止状態になっている、合併前の始良町のこの会を、始良市議会として新たな会として再編成し、何らかの形で御家族を支える一助となり得ないかを期待し、議会運営委員会に対し十一月二十六日にこのことを御相談申し上げ、御検討していただくことを要請いたしました。全員協議会におきまして、一月二十六日に鹿児島市内で開かれます拉致問題を考える国民の集いをめぐりに、検討を進めていこうではないかというふうにも、議会のほうでは確認をしていただいたところでございます。

ここで、始良市として北朝鮮拉致被害者救出を支援する宣言都市とか、議会もこのように、また新たに立ち上げていこうという機運も今出てきております。始良市として、懸垂幕のようなものとか、目に見える形で宣言都市にするとか、そういったことは考えられないかということも、ふと考えてみたんですけれどもいかがでしょうか。

あと二つ提案させていただきます。また、現場となった吹上浜は、先ほどもありましたように現在日置市となっております。私たち議会にも、この吹上町出身の和田議員もいらつしやいます。

先日、義弘公つながりで、昭和の四十年の初めから続いていた旧伊集院町ですね、合併前の伊集院町と加治木町との間で交流がずっと議会同士で、町の交流が続いておりました。で、日置市さんが市

になられたことで一たん中断いたしました。ことし私たちも始良市になったということで、再びこの二つの町が日置市、始良市という形で交流が始まっております。

こういったことで、日置市さんにも現場となっている町でもございます、事件現場となった吹上浜を抱えた日置市でございます。そして、また市川さんは旧輝北町、鹿屋市ですね今の、に御家族が在住されており、またこの鹿屋市議会にも、熱心に御家族の支援をされている議員もいらつしやるように聞いております。できましたら、始良市がちょうど地理的にも真ん中の位置にあります。日置市、鹿屋市に呼びかけて、この拉致被害者の支援をしていく、そういった声かけを始良市としてできないか。

次に、最後にこれは具体的なことになるんですけれども、先日新聞を読みましたら、新聞によく短歌とか俳句が載っております。私も時々癒しを求めながらそのページを開くんですけれども、「拉致署名 コーナーのあり 秋祭り」これは曾於市の方が書かれた、投稿された歌でございました。秋祭りににぎわう、その秋祭りの一角に拉致署名コーナーがあったとそれを、五・七・五で読まれた句でありますけれども、非常に胸に深くしみ入りました。

私たちも口蹄疫でいろんな行事がなかなか実現できませんでしたが、一気に加治木の花火大会を機に、始良市民が一同に集う、いろいろな行事が開催されております。それぞれの合併前の町ぐみでお祭りも盛大に行われ、あとは十二月五日の始良地区を残すのみということ、たくさんの方々が始良市が合併したんだと、一体感ももちながらこのお祭りに参加されております。

そういったお祭りの一角に、こういった署名コーナーを私たちの

住む始良市にも拉致被害者家族がいるんですよ、この事件を忘れなように、お二人が帰ってくるその日まで始良市の私たちも心併せて署名活動を頑張りますよと言った意味でこういうことができないか、以上三点、口速に御提案申し上げましたけれども、含めて市長御見解いかがでございますでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 拉致被害の家族の方々の思いを考えますと、もう本当に断腸の思いでございます。

まあ、そういうことを考えましたときに、始良市といたしまして、今御提案の諸々、いろいろの活動については、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○二二番（新福愛子君） 今、市長も力強く決意を述べていただきました。やはり始良市というのは、鹿児島県のだ真ん中にあります。市長がおっしゃっております鹿児島県一暮らしやすい町、その町はやはりハード面でも充実していくことを望みますけれども、まず心をもって本当に人にやさしい、人の痛みがわかる、そして市民がひとつの家族のようにお互いを思いやり、大事にしあうそういった始良市になっていくことを、私も心から期待しております。そのような町になっていけるように、私も議会議員の一人として努力してまいります。

以上で質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで新福愛子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 四時 九分休憩

午後 四時 十七分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、市民生活部次長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） まことに申し訳ございませんでした。先ほどの新福議員の質問の中で、三つのワクチンの対象者の人数を答弁申し上げましたが、その中に三カ月から一歳までの人数が足りていませんでしたので、まったく申し訳ありませんでした。今正式な数字を申し上げます。

まず、ヒブワクチンそれから小児用肺炎球菌ワクチンについての対象者は三カ月から三歳未満、で、対象者が千八百十六名です。それから、子宮頸がんワクチンについては中学校一年生から高校一年生までを対象にいたしておりますので千五百四十五名です。まことに申し訳ございませんでした。

○議長（兼田勝久君） 次に、一般質問を行います。一二番、出水昭彦議員の発言を許します。

「一二番出水昭彦君登壇」

○一二番（出水昭彦君） それでは通告いたしました件につきましてお伺いいたします。

今回の私の一般質問は、地方自治体の情報発信のあり方についてのどのようなべきか、ということを問うものでございます。

まず、防災行政無線についてお伺いいたします。

先に提案されました一般会計の補正予算の第三回の中には、ブロードバンドのゼロ地域の解消のための二千六百万円というものも予算計上されております。情報化の市内での格差が解消を目指すも

のだというふうに理解するものでございます。そのような方向性は、非常に今日的な考え方でよろしいかと思えます。

現在、始良市の防災旧システム、防災行政無線につきましては、市内で統一されておりません。このことにつきましては、合併協議の中で今後整備するとなっております。ちなみに、合併項目の二十六の消防防災関係の取り扱いについての中で明記されております。

その中で、旧始良町の移動系の防災無線につきましては、アナログ方式の使用期限が平成二十三年五月三十一日まででございますので、デジタル防災システムの移行を早急にすると。加治木、蒲生の移動系等については新市で検討、同報系につきましても、同じく新市で検討というような指針が示されております。

そういった中で、始良市となりまして、この整備防災無線に関しまして、どのような整備計画をもって当たっていかれるかお伺いいたします。

デジタル化につきましても、この合併協議の中でも一文入れてございまして、考え方を問います。

次に、市のホームページについてお伺いいたします。

始良市といたしまして、ホームページの配信を現在いたしておりますが、現況で十分であるというふうな御認識なのかを、まずお伺いいたします。

ホームページの配信後、半年を過ぎるところでございますけれども、市長コメントにつきましては、市長就任のごあいさつのみで、その後更新がなされておられないように見受けられます。更新につきましては考えておられないのかお伺いいたします。

ホームページを見た人々につきましては、まず、市町村のホーム

ページを見るということにつきまして、その首長の考え方をまず見たい、そのように皆さん考えておられます。そのホームページの顔であります市長コメントが更新されないと、なかなか訪れる人も少なくなつてきます。この更新につきましては、ぜひ市長の考えをお伺いしたいと思います。

ホームページを開設する際に、有効な手段として市民の行政に対する考え方を伺うことができる、その面が多分でございます。

意見交換の一方方法でございます掲示板につきましては、現在設置されておりませんが、掲示板の設置の考え方はないのかお伺いいたします。

また、最近のホームページ等で主流となりつつございます動画の配信を交えるということに関しましては、お考えはないのかお伺いします。

次に、ケーブルテレビにつきましてお伺いいたします。

まず、ケーブルテレビを市で公設のものを敷設する考え方はないのか、現在始良庁舎内におきましては、この本会議場をロビーのほうに有線で配しております。

地域ケーブルテレビを敷設すると、まあ、この本会議のみではございません。市内のいろいろな情報を動画テレビの画面上で送ることができることができます。まず、公設のCATVケーブルテレビを設置する考えはないか、まずお伺いします。

さらに、始良市内におきましては、旧加治木町で南九州ケーブルテレビネット株式会社、一部の区域において有線放送をなされております。これは有料の有線放送で、民間の放送会社が運営しているという形ではございますが、この会社におきましては、今現在も

旧加治木町の地区の一部ということでございますので、そのエリアの拡大というものは図れないのか、これに関しましては、MCT南九州ケーブルテレビネット会社については、旧加治木町で出資をなされておる経緯がございます。

出資者としてのエリア拡大などの申し入れはできないのか、その立場といたしましては、自治体としての参入の考え方は霧島市と同様でございますので、エリア拡大等につきまして霧島市との協議をなされたことはないのか、今後する考え方はないのかお伺いいたします。

以下、席をかわりまして質問いたします。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 出水議員の御質問にお答えいたします。

一問目の防災行政無線についての御質問にお答えいたします。

先の奄美豪雨災害は、災害時の住民への緊急連絡放送や、情報収集の重要性を改めて考えさせられる災害であったかと思えます。

現在、始良地区及び蒲生地区では、防災行政無線が整備され、災害時の情報伝達手段として活用されておりますが、議員御指摘のとおり、いまだ統一されておりません。そのため、始良庁舎及び蒲生庁舎それぞれで情報発信を行う作業が必要となり、発信までに時間を要する状況となっております。

このことから、始良地区及び蒲生地区の現在の設備を活用し、かつ、加治木地区の防災行政無線の整備を含めた、無線の統一化を年次のに行いたいと考えております。

また、大容量のデータ送受信が行える無線のデジタル化につきましては、多額の設備費用を要することから、アナログ電波の使用期

限等を考慮しながら、デジタル化への移行も年次的に行っていくたいと考えております。

次に、二問目の市のホームページについての御質問にお答えいたします。

自治体のホームページは、情報化時代における情報発信を行うための主要な媒体であり、行政の膨大な情報をいかに市内外へ、皆さんへお伝えするか、常に創意工夫して発信していかなければならないと考えております。

本市のホームページは、昨年八月から開設準備を始め、合併協議の期間中に外部委託を行って配信内容の整理、検討などの作業を進め、本年三月二十三日の新しい市誕生と同時に開設いたしました。

現在は、市政情報や暮らしの情報、文化施設、観光案内などの各種情報について、各項目の担当課からの要請に応じて、担当職員が更新を行っておりますが、細部の情報について、旧三町時代のままのデータも含まれており、陳腐化した資料も散見されますので、今後引き続きデータの更新に努めてまいります。

また、「市長の部屋」のコーナーでは、議員御指摘のとおりコメントが私の就任あいさつのままととなっておりますが、情報公開を進めることは私の公約の一つでもありますので、ただいま秘書課と総務課広報聴係で掲載内容のリニューアルを進めているところであり、十二月初旬にも市長の日記と題した活動報告、スケジュール、交際費の執行状況、毎月のコラムなど内容を一層充実させる予定であります。

掲示板の設置につきましては、県内市町村の六自治体が行っているようではありますが、ホームページ上の掲示板は、インターネット

の匿名性が要因となり、ルールを逸脱したり、モラルに欠ける書き込みが多発するなど、管理上の問題が生じることから、多くの自治体が掲示板を閉鎖されているようであります。

過去には、加治木町や蒲生町のホームページでも、同様の理由により掲示板を閉鎖した経緯もあります。本市におきましても、掲示板の設置につきましては見合わせたいと考えております。

動画配信につきましては、簡易なものを含めれば県内の十九市のうち九市が行っております。議員仰せのとおり、市内のイベントや観光、歴史などの情報を動画で発信すれば、始良市の魅力や雰囲気によりわかりやすく伝えることができると思っております。

動画の配信は、技術的には可能でありますので、役所内に存在する伝統芸能やイベントなどの映像資料について情報を収集し、編集や公開が可能であるかの確認を含め、今後研究してまいります。

次に、三問目のケーブルテレビについての御質問にお答えいたします。

地域ケーブルテレビにつきましては、番組作成や放送などの専門的な技術が必要となるため、民間事業者に委託せざるを得ないことや、ケーブル敷設などの初期投資だけでなく、多額の運営経費も必要となることから、公設は難しいものと考えております。

また、テレビ放送につきましては、始良中継局が整備されたことや、インターネットの光回線が整備されてきたことなどから、なかなか加入数が増えてこない状況にあります。

このように、多額の費用が必要となることや、加入数の増加が見込めない現状もあり、現在のところ放送エリアの拡大は難しいものと考え、申し入れを見合わせております。ただし、ケーブルテレビ

は他のテレビにはない地域のイベントの中継放送や、災害時の情報伝達有効な手段となり得ることなどから、今後加入数の増加が見込まれる状況になれば、エリア拡大の申し入れを行っていきたくと考えております。

また、旧加治木町内のケーブルテレビは、霧島市からのエリアを拡大したものであり、加入率が大きく異なるなど、現況の違いが大きいことから現在のところ、霧島市とエリア拡大についての協議は行っておりません。

以上で答弁を終わります。

〇一二番（出水昭彦君） それでは、防災行政無線につきましてお伺いいたします。

年次的な改修をもって改良していきたいという考え方は、ただいまお示しされましたが、この項目の中で一番下に書いてございますデジタル化の考え方、これにつきましては年次的と言っても、先ほど申した使用期限につきまして、平成二十三年五月三十一日までの制約がございます。

これにつきましては、現在取り扱いがどのようになっていたのか、また合わせて、このデジタル化というものは、現行のアナログで残っております蒲生の部分につきましても、早晚デジタル化をしていくべきものというふうなとらえ方がございます。また、そうであるかと思しますので、今回、旧始良町のアナログ方式の変更に伴い、新市全域におきましてデジタル化の新しい方式へのせ替えしていくというほうが、むしろ年次的に行うというよりも、総括して発注等もできるわけでございますので、コスト的にも有利な面もあるかと思えますが、そのような協議はなされなかったのか

お伺いいたします。

○危機管理室長兼危機管理課長（黒木俊己君） デジタル化への計画についてお答えいたします。

議員仰せの旧始良町のデジタル化の問題でございますが、本年度の二十二年度の予算で予算化いたしております。今整備中でございますが、電波法の改正によりまして、旧始良町の移動系無線八百メガヘルツ帯を使用しておりますが、これにつきましては、平成二十三年の五月三十一日までしか使用できないということになっております。旧始良町の移動系の整備という形で合併同時に協議なされた分、ただいま整備中ではありますが、旧加治木町、旧蒲生町の移動系無線につきましては、アナログを使用しているわけですが、これにつきましては、今のところ使用期限が定めてありませんので、そのまま利用できるという状況でございますが、旧始良町の移動系無線のデジタル化に伴いまして、旧蒲生町、加治木町の移動系の無線につきましても、デジタル化へ移行するという計画でございます。同報無線につきましては、ただいまの旧始良町、旧蒲生町設置しているわけでございますが、これはアナログ方式でございますけれども、旧加治木町のほうに同報無線がついておりませんので、合わせて加治木町と同報無線を整備し、そして旧始良町、蒲生町の分もデジタル化へ、もちろん加治木町の分については新設でございますので、デジタル化へ移行し、そしてまた、親局の始良の分、そして蒲生の分をデジタル化へ移行するという計画をもっているところでもあります。

ただし、デジタル化への移行につきましては、膨大な予算を要します。でありますので、年次的な計画で整備していくということ

答弁をいたしております。

以上です。

○一二番（出水昭彦君） まずデジタル化につきまして、始良町の分につきましては承知しておりますが、先ほど申し上げました、併せて行なっていく、まあ、当然のことでございます。

それに際しまして、予算が膨大になるということではございますが、このことにつきましては、もう合併協議からも、早い時期にデジタル化をしていかなければならない、統一された通信方式をとらなければならぬというものは、基本了解済みのことであつたかというふうに考えておりますので、多少年度予算が押しつけても、ある早い時期に全体の整備を行っていくという考え方も示しているのではないかと考えますが、そのような考え方につきましてはいかがでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（黒木俊己君） 合併協議の中で、統一化を二十五年度の三月三十一日まで調整するというふうになっておりますので、先ほど申し上げました計画でございますけれども、ことし始良市の移動系無線を今整備中ではありますが、来年度二十三年度は加治木、蒲生の移動系のデジタル化、そしてそれと伴いまして同報無線の基本設計、そしてまた、翌年度は加治木の同報無線の新設、そして始良、蒲生の同報無線の整備といったふうで、まあ、一応計画でございますが、計画をいたしているところでもあります。

○一二番（出水昭彦君） 考え方の流れとつきましては了承できるわけでございますが、こと防災にかかわることでございます。

市長答弁の冒頭にもございましたように、奄美地区での水害等もございました。県中央に位置する始良市におきましても、水害等に

つきましてはバリアフリーということではございませんので、できるだけこういう市民の財産・生命を守ることにつきましては、早い整備を望みたいというふうに考えます。

そして、その中で一点、これはちよつと技術的なことですがお伺いしますが、蒲生は現在、戸別受信機と屋外スピーカーも設置されておりすけれども、戸別受信機につきましては、当然新しいものに変えないといけないかと考えるわけでございますけれども、屋外のスピーカーにつきましては、受信機のみの変換で可能であるのではないかというふうに、まあ、推測するわけでございますけれども、その点は全体の流れの中で、多少コストが安くあがるような方法になり得るのかどうか、この際お伺いしておきたいと思ひます。

○危機管理室長兼危機管理課長（黒木俊己君） 戸別受信機の件につきましては、蒲生、始良の一部戸別受信機が設置をしてあるわけですが、これは同報系無線から流れるものでありまして、加治木の今回計画いたしております同報無線におきまして、できれば同報無線から、いわゆるラップから、いわゆる戸別に入るそういったコミュニケーション無線、そういったものも研究しながら、より効率の高い設備を設置をしたいというふうに考えておるところでございます。

○一二番（出水昭彦君） このことで、それではもう一点と思ひますが、現在蒲生が戸別と屋外と一緒にするわけなんですけれども、やはり現在、住宅の気密性なんかとみに高まっております。で、屋外のみでございましたら、多分余り聞き取れないという状況があると思ひます。戸別受信機のほうが、やはり現在、この防災無線からの放送に關しましては、聞く機会が多いというふうに思ひます。

戸別受信機のほうの充実というものは、今回の防災無線の充実に

欠かせないことだというふうに考えますので、その点も考えおきしただきたいと思ひます。

それでは、次のホームページにつきましてお伺いいたします。

現在市のホームページにつきましては、市長が先ほどの御答弁の中でコメントにつきましては、早急に検討をすると、新たなものを配信するというところでございますので、今回半年置いたということではなくて、定期的に機会あるたんびにでよろしいです、更新していつていただきたいというふうに思ひます。

阿久根市長のように、むやみに、こうホームページを使われるというのは、まあ、ちよつと論外ではございますが、正当な情報伝達手段といたしましてホームページの有効性ちゆうのは高いです。また、その市の状況を聞くのに、まず市長のお考えを聞きたいと、通常思つておられますので、ぜひその件につきましては実行していつていただきたいというふうに思ひます。

ホームページの中で、掲示板についてお伺いいたします。

掲示板につきましては、先ほどの御答弁の中で匿名性が高いために、まあ、掲示板が荒れると申しますか、そういう状況があつて、なかなか設置は見合かせたいということでございます。

旧蒲生町におきまして、町の掲示板であるわけなんです、その掲示板に成人向けのサイトが紛れ込んでいて、それに不用意にアクセスすると有料のサイトのほうにつながっていくというような、非常に悪質なめぐりこみも事例もございました。そういうふうな事例もありましたところで、合併前でもございましたので、もう一時閉鎖している状態が半年ほどでしたか続いたわけでございます。加治木のほうでも、かなりそのところに手を焼いたのではなからうかと

いうふうを考えます。そういうことを考えますと、最近市町村のホームページ上では、掲示板というのは、言われるようになかなか開設していない状況ではございます。

しかし、現在始良市のホームページの中では、先ほど同僚議員も一般質問の中で取り上げられたように、提言という形で皆さんの御意見をお伺いすることができるようページがございます。あそこのページが、もうちよつと、何と言いますか、目立たないと言いますかのような感じもいたします。まあ、それと、一回のやりとりが、QアンドA方式で終わっているというくらいでございますので、まあ、あそこの面を、もう少し充実する方向性ができないのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（前畠利春君） 掲示板については、現在特に自由な形での掲示はできないという形を、議員仰せのとおりのごさいます。旧加治木、旧蒲生、それから旧始良のほうも自分のアクセスっていうか、ちゃんとのせてという形でないと搭載できないというものであったように思います。

夕方職員がデータを更新をして、夜に書き込まれて朝一番にまた削除をしなければならぬというのが、何回か繰り返されたことから、まあ、掲示板を廃止した経緯があります。

今のQアンドAというか、今そういう形ではありますが、現在掲載している内容については、現在最新版をまた更新中でございます。既に新しいのを搭載しております。その中で、今おっしゃった関係について、例えば暮らしの情報とか、そういうところから入っていきまして、いろんな相談ごととか、それからよくある質問とか、そういうコーナーの中で対応をしているところがございますけれども、

それについても、常に更新をしなければ、内容がちよつと変わってきているという状況もありますので、今後その点を含めまして、広報のほうを強化していきたいという考えでございます。

データの更新については、最新をできるだけ載せたいというふうを考えておりますので、その点をよろしくお願いいたします。

○二番（出水昭彦君） 掲示板につきましては、現在未設置もやむなしというふうにも私も理解できました。その点にしましては、そのとおりであろうと思いますので、その外の現在の方式を充実させる方向でお願いしたいと思います。

ホームページにつきましてもう一点、動画配信のことでございます。

先ほどの市長答弁の中では、技術的には可能でございますので、まあ、検討したいということでございます。ぜひともこは、検討していただきたいと思えます。鹿児島県内の九市が実施しているというようなことでございます。ライブカメラで定点放送をしているところもございます。

日置市につきましても、吹上浜一帯を何箇所かライブ放送をしておったりします。それだけではなくて、ふるさとであった祭りとか、そういうものも適時配信、まあ、短い時間で構わないと思えますので、配信する方法で、できるだけこういう媒体は、ぜひともどんどん使っていただきたいと思えますので、動画につきましては、早い時期に実施をしていただきたいというふうにも思います。

これにつきまして、もう一回お考えをお伺いしたいと思います。○総務部長（前畠利春君） 動画については現在検討中でございます。その材料をどういう形で収集するかということで、今検討

いたしておりますので、近いうちにそういう形で閲覧ができるようにしたいと思えます。

○一二番（出水昭彦君） 議長。

○議長（兼田勝久君） 出水議員しばらく待ってください。

ここで、お諮りします。本日の会議時間は、会議時間内に一般質問が終了しそうにありませんので、あらかじめ延長したいと思いません。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。本日の会議時間を延長することに決定されました。

失礼しました。出水議員続けて下さい。

○一二番（出水昭彦君） せっかく延長してもらいましたけれども、時間内に済ますように努力をいたします。（笑声）

次に、ケーブルテレビにつきましてお伺いいたします。

地域ケーブルテレビの公設につきましては、市長の御答弁のとおり、なかなか費用もかかりまして大変であるということは十分認識しております。

現在、いろいろな媒体が昔と違いまして出てきております。その中で、どれが一番公共団体として有効で、コストのかからない方向なのか、まあ、いろいろ考えるところがあるわけなんです。今回合併して私もわかりました点が、この南九州ケーブルテレビネットワークというものが加治木で現在活用されておると、活用と言いますか運営されておるといふふうにお伺いして、ああ、こういうものも利用できるのかなというふうに思ってお伺いしているところでございます。

純然たるこれは民間会社ということでございますので、たとえ始良市としての出資が多少なりともあるにしても、まあ、それをもって無理なといえますか、過大な要求等もできないものであるうわけなんです。非常に媒体としてもつたいない面もあるのではないかとこのふうにも考えます。

旧加治木で、今運営が三、四年なんですかね、されておられるのでしょうか、旧加治木の中でもエリアが一部というふうには伺っております。その加治木の中でも、そのエリアの拡大を望む声等がなかったものか、まずお伺いしたいと思います。

○企画部長（甲斐滋彦君） ケーブルテレビの件について御説明申し上げます。

旧加治木地区においては、エリアとしましては八千二百世帯をカバーしておりますので、七、八割をカバーしているんじゃないかと思えます。ただ、加入世帯数が四百世帯、加入率としては五%という状況でございます。そういうことで、目標値の五〇%からすると、まあ、五%と低い状況でございます。

議員が仰せのとおり、ほかのテレビにない地域の中継とか、災害時の情報等市長が答弁申しましたとおり、有効な手段でございますので、まず、この加入率が増えることが一番の課題ではないかと考えているところでございます。

○一二番（出水昭彦君） 非常にカバー率としては、かなり高くあるんでしょうが、実数の加入者がいないというふうなことで、いろいろな有線放送やら、有線じゃないBS放送やら競合するものが多い中で、企業として努力されているとは思うわけなんですけれども、議会にも来られていろいろコメントを聞かれるから、どういふふう

なものなのかなというふうに考えておったわけなんですけれども、なかなか放送自体を見る機会もなくて、実態というのがつかめない状態ではございましたので、今回その御答弁を聞きまして、非常にこれの活用というものは、なかなか難しいものがあるのかなというふうにも考えます。

今回、ケーブルテレビにつきまして、質問は入れたわけなんです、この民間の企業ということは、なかなか難しいでしょうが、以前大分県の大山町という小っちゃな町が昭和六十年代に設置して、そしてそれが平成十七年に日田市と合併したわけなんですけども、それも旧大山町のエリアのみで、なかなか新日田市全域に広がっていかないという状況があるようでございます。合併後五年かかって、まあ、そのような状況であられるようですので、なかなかこの多大な資金のいる、このエリア拡大というものにはいかないのかなというふうに考えるわけでございます。

そういった中で、やはり今回質問した中で情報伝達というものに關しましては、今日的な手法がいろいろございます。そういったいろいろな中で、やはり先ほど申したように、自治体としてお金は余りかからずに、有効な手段というものを模索してやっていかなければならないわけでございますので、その方向性を主としていろいろなものを、ぜひ整備していただきたいというふうに思います。

定時より五分早いようでございますけれども、これで終わりたいと思います。

○議長（兼田勝久君）　これで、出水昭彦議員の一般質問を終わります。

△散　　会

○議長（兼田勝久君）　以上で、本日の議事日程は全部終了しました。したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。

なお、次の本会議は十二月一日、午前十時から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君）　ご起立下さい。一同、礼。

○議長（兼田勝久君）　どうも御苦労さまでした。

午後四時五十四分散会